

第四百回 参議院法務委員会會議録第七号

(二五)

昭和六十一年四月二十二日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月十一日

柳川 覺治君

四月十四日

柳川 覺治君

橋本 敦君

四月十五日

坂山 映子君

四月十六日

中村 鋭一君

四月十七日

安永 英雄君

四月十八日

矢田部 理君

四月二十二日

林 道君

橋本 敦君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

委員

飯田 忠雄君

大坪健一郎君

土屋 義彦君

秦野 章君

吉村 真事君

安永 英雄君

橋本 敦君

坂山 映子君

中山 千夏君

根来 泰周君

稲葉 威雄君

枇杷田 泰助君

片岡 定彦君

澤木 敬郎君

塚場 準一君

参考人

立教大学教授

一橋大学教授

参考人

立教大学教授

一橋大学教授

参考人

立教大学教授

一橋大学教授

参考人

立教大学教授

一橋大学教授

参考人

立教大学教授

一橋大学教授

参考人

立教大学教授

一橋大学教授

参考人

立教大学教授

一橋大学教授

参考人

本日は、本案につきまして御意見を伺うため、お手元に配付いたしております名簿のとおり、二名の方々に参考人として御出席をいたしております。

この際、参考人の方々に一言あいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、今後の本案審査の参考にいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

なお、御意見の陳述は、議事の進行上、お一人十五分以内でお願いし、お二人の御意見の陳述が終りましたら、二時間程度委員の質疑にお答え願いたいと存じますので、御了承願います。

それでは、これより各参考人に順次御意見を述べさせていただきます。

まず、立教大学教授澤木敬郎参考人、お願いいたします。

○参考人(澤木敬郎君) 御紹介いただきました澤木でございます。

ただいまは委員長から大変御丁寧なあいさつをいただきました。ありがとうございます。また、この委員会における扶養義務の準拠法に関する法律案の御審議に当たりまして、私ごとき者の意見を述べる機会を与えていただきましたことを御礼申し上げます。

それでは、短い時間でございますので、私から若干の点について意見を述べさせていただきます。私から申し上げますが、塚場参考人とも相談いたしました。私の方からはこの法案提出の背景になる一般的な問題点、それから法案をめぐる若干細かな論点については塚場参考人の方からということで二人で相談してまいりましたので、私からはこの法案の背後にある基本的な考え方とか提案理由に準

ずるようなことを申し上げさせていただきます。思います。

なお、これからお手元に法務省の方で準備されました「扶養義務の準拠法に関する法律案関係資料」というのがございますが、この一枚目の目次のところから七までの番号が振ってござい

ます。それで、それぞれの場所によってさらにそれが細目次になっているところがござい

ます。資料一の何ページというような形でこの中から若干の資料を援用しながら説明をさせていただきます。と思います。

私のお話したいのは、その資料の一になります。法務省の方でつくられました「法律案提案理由説明」の一ページでござい

ますが、そこ二つほどのことが述べられております。この点についてまず意見を述べさせていただきます。この点についてその提案理由説明の二行目のところに、昭和四十八年にヘーグ国際私法会議において扶養義務に関する国際私法の統一を目的とする条約ができた、こういう趣旨のことが書かれておりますが、この点は本法案の性質という点に関連しまして非常に重要なポイントでござい

ますので、一言述べさせていただきます。わけですが、国際私法という法律分野につきましては諸先生方に既に御存じのとおりでござい

ますが、ごく簡単に申し上げますと、現在の国際社会は国によって法律の内容が違

うという状態になっております。例えば本法律案の対象になります扶養という問題ですと、日本ですと三親等以内の親族の範囲で扶養義務を負

わない。しかし、すぐお隣の韓国では八親等内の親族まで相互に扶養義務を負うというふう

に、各国の民法が全く内容が違っているのが現在の国際社会でござい

ます。そういった状況ですと、日本在住の韓国人の扶養問題とかそういったような問題が起こってまいりますと、日本民法を適用して判決

を出すようなことを申し上げさせていただきます。思います。

なお、これからお手元に法務省の方で準備されました「扶養義務の準拠法に関する法律案関係資料」というのがござい

ますが、この一枚目の目次のところから七までの番号が振ってござい

ます。それで、それぞれの場所によってさらにそれが細目次になっているところがござい

ます。資料一の何ページというような形でこの中から若干の資料を援用しながら説明をさせていただきます。と思います。

私のお話したいのは、その資料の一になります。法務省の方でつくられました「法律案提案理由説明」の一ページでござい

ますが、そこ二つほどのことが述べられております。この点についてまず意見を述べさせていただきます。この点についてその提案理由説明の二行目のところに、昭和四十八年にヘーグ国際私法会議において扶養義務に関する国際私法の統一を目的とする条約ができた、こういう趣旨のことが書かれておりますが、この点は本法案の性質という点に関連しまして非常に重要なポイントでござい

ますので、一言述べさせていただきます。わけですが、国際私法という法律分野につきましては諸先生方に既に御存じのとおりでござい

ますが、ごく簡単に申し上げますと、現在の国際社会は国によって法律の内容が違

うという状態になっております。例えば本法律案の対象になります扶養という問題ですと、日本ですと三親等以内の親族の範囲で扶養義務を負

わない。しかし、すぐお隣の韓国では八親等内の親族まで相互に扶養義務を負うというふう

に、各国の民法が全く内容が違っているのが現在の国際社会でござい

ます。そういった状況ですと、日本在住の韓国人の扶養問題とかそういったような問題が起こってまいりますと、日本民法を適用して判決

を出すようなことを申し上げさせていただきます。思います。

なお、これからお手元に法務省の方で準備されました「扶養義務の準拠法に関する法律案関係資料」というのがござい

ますが、この一枚目の目次のところから七までの番号が振ってござい

ます。それで、それぞれの場所によってさらにそれが細目次になっているところがござい

をするのかあるいは韓国の民法を適用して判決をするのかということによって解決が違つてまいりますので、これでは困るということになります。

そこで、国際私法という分野がわずかに百五十年ほど前からだんだんできてきたわけでございいますが、その法律の基本的な仕組みは、そういう国際的な法律問題が起ったときにこの国の法律を適用して裁判をするか。扶養について申しますと、現在、日本の法例二十一条という規定は「扶養ノ義務ハ扶養義務者ノ本国法ニ依リ」と、こういう規定の仕方をしております。そうしますと、国際結婚をした夫婦あるいは国際的な親子の間で扶養というような問題が起ったときには、日本の裁判所では扶養義務者の本国法、扶養を請求される人の本国の民法を適用して扶養という問題を解決する、こういうふうになっていくわけでござい

ます。したがって、国際私法という法律は、その国際社会の中にたくさんある法律の中のどれを具体的な国際的な性質を持った民事紛争について適用するか、チョイス・オブ・ローというふうに申しますが、法の選択を規律する、そういう法律でございいます。そうやって選出された法律のことを準拠法というふうに言うわけですが、そうしますと、この国際私法もまた実は国ごとに違つていくわけでございいます。

日本の国際私法では、例えば扶養義務は扶養義務者の本国法によるということになっておりますが、今度御審議いただくこの法律案では、扶養義務は扶養権利者の常居所地法によるというような考え方がとられておりまして、どこの国の民法を適用するかというこの考え方そのものが国によって違つていくわけでございいます。そういったことと、国によって国際私法が違つていくということの結果、実は判決の不調和といえますか、どこの国の裁判所に訴えを起すかによって判決の結果が変わるといふ非常に不都合な状態ができてしまうわけでございいます。例えば日本の裁判所へ訴えを起せば扶養義務者の日本の法律が適用される、だったら一番扶養給付がたっさんもらえる

ような国はどこか、そういうことを考えながら、どこの国の裁判所に訴えを起すかというようにすることも作戦としては成り立つようなことになるわけでございます。

そこで、国によって国際私法の内容が違つていくのは困るではないか。要するに、どこの国の裁判所に訴えを起すかによって判決の結果が違つていくような事態は国際社会にとって望ましいことではないということから、国際私法の統一運動といふものが起つてまいりました。

この資料に書かれておりますヘグ国際私法會議といふのは一八九三年、非常に古い時代でございしますが、オランダのアッセルという学者が言ひ出しまして、それで、オランダ政府がイニシアチブをとってヨーロッパ諸国十四カ国に働きかけ、最初はまだ非常に小ぢんまりとしたものであったわけでございますが、国際私法の統一をヨーロッパの中で実現しようという形で始まったものでございいます。しかし、現在ではこの構成国は、この資料の六でございしますが、五十六ページのとこにこの条約の現在の構成国が載つておりますが、三十四カ国でありまして、最初はヨーロッパ圏だけであつたものが、イギリス、アメリカあるいは東欧圏の国々、あるいは南米なども含んでおります。しかも、ここに載せられております三十四の構成国のほかに、非加盟国であつても二十四カ国もの国々、その中には東ドイツであるとかソビエトあるいはルーマニア、シンガポールといったような国々が含まれますが、そういう国もこのハーグ會議で成立した国際私法統一一条約を批准しております。そんな国が二十四カ国もあるというところで、かなり国際的な規模の国際私法統一運動といふことが言えるわけでございいます。

そして、このハーグ国際私法會議と日本との関係でございますが、先ほど申しましたように一八九三年にこの會議がスタートいたしましたして、資料の六の四十六ページのところにこの會議の規則が載せられておりますけれども、その三条のところで四年に一度ずつ會議を開くということが

規定されております。ずっと四年ごとにこの會議が開かれて今日までできておりますが、日本は第四回の國際會議、一九〇四年からこのハーグ國際私法會議に代表を派遣してきております。そのすぐ前、四十五ページのところをあらういただきますと、ハーグ國際私法會議關係資料として會議規程が載つておりますが、その冒頭には十六の国の名前が載つております。その中に日本が入つておりまして、この一九五一年時点ではまだ十六カ国の構成であつたわけですが、日本はこの中の一員になっております。そういう意味で、日本はこの國際私法の統一を目的とするハーグ國際私法會議に古くから積極的な協力關係に立つていたといふことが言えるわけでございいます。

日本の批准状況は、同じくその五十六ページのところに書かれておりますが、今までハーグ國際私法會議で成立した条約のうち五つを批准しております。私も國際私法學者といひましては、この國際私法の統一という問題の重要性、意義を國會も十分御理解いただきまして、積極的にハーグの國際私法會議の成立した諸条約のうち、日本の國益にとって妥當と考えられるものはむしろ積極的に批准するといふふうにお考えいただければ非常にうれしく思うわけでございいます。そういう意味で、本条約の批准といふことは私どもにとつて非常に重要なことであるといふふうに考えている次第でございいます。

それから第二点でございしますが、以上がハーグの國際私法會議で成立した条約を批准するといふ事柄に関連した部分でございしますが、こういう条約を批准した場合に、批准しつ放しでそのままにしておくとおきく措置も可能なわけでございいます。事実、この資料にも載せられております。十七ページのところの六の三ですが、そこには「子に對する扶養義務の準拠法に關する條約」といふのが載せられておりますが、これは條約を批准しただけで特別の國內法を制定していません。しかし、十九ページのところを見ていただきますと、第六條ですが、「この條約は、第一條の規定によ

つて指定される法律が締約國の法律である場合にのみ適用する」と、これを相互主義と言つておりますが、條約加盟國同士の間でだけこの條約を適用しようといういわば閉鎖的な條約なわけでございいます。したがって、子供の扶養義務については日本にも國內法があるわけですが、その國內法はそのままにしておいて、あとは條約加盟國相互の間でだけこの條約にしようとする、そういう閉鎖的な條約であるために特別國內法上の措置をしないで済むことになつたわけでございいます。

ところが、今度の扶養義務の準拠法に關する條約は開放的な條約なわけで、六の一の資料の二ページ目のところでございしますが、第三條として「この條約によつて指定される法律は、いかなる相互主義の條件にも服することなく、また、締約國の法律であるかないかを問はず、適用する」と、こういう規定になっておりますので、したがって日本がこの扶養義務の準拠法に關する條約を批准いたしますと、この條約によつて指定される準拠法が締約國の法律であるか否かを問はず適用するということになりますので、従来日本に存在しております扶養義務の準拠法に關する法律の條文を廃止して、そしてこの條約そのものを日本法の一部に取り込む、こういうことをしなければいけないことになるわけでございいます。それがこの條約を批准するといふ趣旨になります。

したがって、この扶養義務の準拠法に關する條約を批准いたしますと、現在扶養に關しては法例二十一条という條文がございしますが、これは資料の四のところで扶養義務の準拠法に關する法律案の新旧對照條文を規定しておりますけれども、そこで現行の二十一条を削除するといふふうに書かれております。この趣旨は、現在日本には「扶養ノ義務ハ扶養義務者ノ本国法ニ依リテ之ヲ定ム」といふ條文がございしますが、扶養義務の準拠法に關する條約を批准いたしますと、現在國內法としてあるこの日本の扶養義務の準拠法に關する規定を廃止いたしまして、條約そのものを日本の國內法として採用する必要がある、そういうことから

この法律案が特別法として立法されているわけ
でございます。

そういう意味で、この法律案は条約の趣旨を内
国法化するということに主眼が置かれている法律
でありまして、条約の条文がそのまま内国の条
文になっているわけではございませんけれども、
内容的に見ますと、条約の条文を読みやすくす
る条文の整理とか、そういうことが中心になって
全体が構成されております。

時間が参りましたので、あとは御質問の中で説
明をさせていただきますと思います。

どうも御清聴ありがとうございます。

○委員長(二宮文造君) どうもありがとうございます
ました。

次に一橋大学教授坪場準一参考人、お願いいた
します。

○参考人(坪場準一君) ただいま御指名にあずか
りました坪場準一でございます。このたびは、本
委員会の席上、当方の卑見を申し述べる機会を賜
り光栄に存じております。

当面の課題でありまして、その扶養義務の準拠
法に関する法律案につきまして、その法案に盛り
込まれた諸政策並びにそれらを今ここで上程する
に至ったその趣旨、目的に関しましては既に法務
省の方から御説明のあったところと何ってありま
す。また、ただいまの澤木教授による御指摘に
よって本法案についての諸問題はほぼ十分に説明
が尽くされておられ、今さらそれに付け加えるべき
ものが残っているかという疑問もございしますが、
せつかくの御指名でございますので、ただ一点に
ついてだけお話し申し上げることとし、諸先生方
の御教示を賜りたく存じます。

それは、本法案を法律として制定するに当たっ
て他の法令等と矛盾、抵触を示すところがあるか
ないか、このところに尽きます。この点の検討に
入る前に、現在我が国では当面の問題たる扶養義
務の準拠法についてどのような法の仕組みになっ
ているのか、この大略を通説に従い御説明を申し
上げておく方がよろしくはないか、こう思います

ので、これまでの澤木教授の御説明と多少重複す
るところもあり得ましようが、その点はお許しい
ただたく存じます。

今回上程されております法律案の対象とする夫
婦間、離婚当事者間、親子間、その他の親族間の
いわゆる親族法的扶養に關し、我が国の国際私法
ではそれらの準拠法を次のように定めておりま
す。これにつきまして、この参考資料の五の扶
養義務の準拠法に関する法律案参照条文の「ペー
ジ「法例」というところに十四条から後の条文が
載っておりますが、それをごらんになれば直ちに
おわかりのとおりのことと思ひます。

まず、夫婦間につきましては婚姻の効力の問題
の一つとして法例十四条に従い夫の本国法、離婚
当事者間のもは離婚に付随するいわゆる離婚給
付の問題として法例十六条により離婚原因発生当
時の夫の本国法、その他の親族間の扶養は法例二
十一條に基づき義務者の本国法にそれによらし
めております。そして、最も重要な親子間のもの
は、これを大きく分けて、未成年子に対する
ものと既に成年になった親子間のものとの区別
し、後の方は一般の親族間の扶養と同様に法例二
十一條に従い義務者の本国法、未成年の子に対す
るものは法例二十條を根拠に父があるときは父
の、父のないときは母のそれぞれ本国法、これら
を準拠法といたしております。

ところが、既に御承知のとおり我が国は子に対
する扶養義務の準拠法に關する条約、これは六の
参考資料の十七ページについてございしますが、こ
れを昭和五十二年に批准し、同条約は五十二年九
月十九日から我が国に關し発効いたしております
ために、同条約の適用対象たる二十一歳未満で未
婚の子の条件に該当します子が、我が国及び同条
約の締結国、これは同じく参考資料の二十五ペー
ジに記載がございしますが、その締結国に常居所を
持つ限り、この条約に従い、さきに述べました父
または母の本国法ではなくて、子の常居所地の法
律を準拠法とすることになっております。
このたびの法律案は、その子条約と略称いたし

ますが、子条約においてとられております子、言
いかえれば権利者の常居所地法を基準とするとい
う準拠法選択の政策を一般の扶養義務についてま
でいけば拡大しようという基本的な立場を持って
おり、その限度で、先ほど述べました我が国國際私
法の現行規定を改正する実質を持しているわけで
ございします。その基本方針に關しましては私も賛
意を表するものでございしますが、子に關する部分
につきましては、それは我が国の現行法ではあり
ますけれども、我が国だけのいわば独自の改正が
不可能な國際的合意、つまり条約をもとにしてい
る箇所がありますために、このたびの法律案と子
条約との間の抵触のいかんが気にかかるというこ
とになるわけでございます。

そこで、この点についてだけ申し上げてみよう
と考へました。この点につきましては、お手元の
法律案関係資料の最後のところ、法律案逐条説明
の「ページ、第三條第二項のところにも既に説
明がなされております。子条約との關係では姻族
についてのみ問題を生ずるわけでございますが、
姻族間の扶養義務につき、本法案第三條第一項は
義務者に異議申し立て権を与えております。子条
約にはこうした政策はなく、真正面からの抵触が
あると言へるかも知れませんが、そこで、我が国
が子条約に従わねばならない場合には、こうした
異議申し立て権を認めるわけにはいかない。そこ
で、第二項を置いて、少なくともこの点では子条
約によることをいわざる規定しているわけござい
ます。

ところで、右に述べましたような子条約によら
ねばならない場合とは我が国にとつてどういふ場
合か、この点にちよつと触れておきますと、まず
条約締結国相互の間という局面で言いますと、今
回上程されております法律案のものは、先ほどの
澤木教授の御説明にもございしましたように、参考
資料の「ページにつけられております、ハグで
一九七三年に採択された扶養義務の準拠法に關す
る条約、以下七三年条約と申しますが、これでこ
ざいます。この七三年条約は、同じくハグで一

九五六年に採択されました、今まで子条約と申し
上げてきた条約にかわるべきものとしてつくられ
たものでありまして、その趣旨は七三年条約の第
十八條第一項に明らかにされております。

参考資料の六ページにございしますが、そこで七
三年条約と五六年条約、つまり子条約ですが、そ
の双方の締結国の間では、同項によりまして七三
年条約の方が優先する、七三年条約によつて取
つてかわられる、このことが明文化されておりま
す。その第二項では、仮に七三年条約をも批准し
たとしても、子については七三年条約に従わな
いことを定め得る余地が認められております。とこ
ろが、今日までのところ、両方の条約を締結した
国で本項を援用し、留保した国はございせんわ
けです。ので、両条約の當事国となつた国の相互の
間では、現在のところ七三年条約が常に優先する
というところになるわけでございます。したがつ
て、問題を生ずるのは、五六年の子条約だけの當
事国との關係ということになります。

これは参考資料の二十五ページにありますよう
に、それは具体的にオーストリア、ベルギー、
西ドイツ、スペイン、リヒテンシュタインとの間
だけにとどまります。こうした国々との間では、
子条約に従い、二十一歳未満で未婚の子に対する
扶養義務に關しましては、その者がこれらの國に
常居所を有する以上、法律案第三條第一項の義務
者に与えられた異議申し立て権が認められない結
果が生まれてくるわけでありまして、また、法律案
第八條第二項の、権利者の需要、義務者の資力、
これらの考慮もなされない。しかし、政策的に見
まして、これらはいわば保護を必要とする子に有
利な結果になるわけであり、仮に抵触が生ずると
しましても、実質的にはその難点とはならない。
しかも、右の子条約だけの當事国のうち、我が国
と最も關係の深いと思われまします西ドイツは、今
のところ七三年条約の批准はなされてないよう
ですが、同条約の批准を前提とし、國際私法の改
正作業が進んでおられまして、その一九八三年の草
案の扶養義務のところ、同草案の第十八條に當た

ります。これをみると、同条の内容はたゞ御審議中の法律案や七三年条約とほとんど同一でありまして、同条との間ではほとんど問題を生ずる余地はないように思われます。

それからもう一つ、さらに本来の準拠法である子の常居所地法によれば扶養を受けられない場合どうするかという点に關しまして、今回の法律案の第二条及びそのもとになった七三年条約の第五、第六条に従いますと、まずは当事者の共通本国法を見、それによっても扶養を受けられない場合、最後は法廷地、日本で問題になっているときならば日本法に従うと、こういう三段階の仕組みになっているわけです。もう一度申し上げますと、まず権利者の常居所地、それでだめであれば当事者の共通本国法、それでもだめならば日本法と、こういう三段階にして何となく扶養を受けさせよう、という政策になってございます。

五六年の子条約では、その第三条におきまして、同様の問題について、常居所地法の次は今の例で言いますと日本の国際私法の規定によって定められている準拠法に従うと、こういうふうになっております。ここでは二段階でありまして、まず常居所地法、その次は日本の国際私法、こうなっております。この点も形の上では子条約と異なるところでありますが、この場合の法廷地、今の例では日本の国際私法の規定は我が国が独自に定めているものでよいわけですので、今回法律案のように定めると、その法律案が右に言う法廷地の国際私法の規定に該当するわけで、その内容は七三年条約と同趣旨であるがためにここでも実質的には問題がないと、こういうふうになろうかと思ひます。

このようにいたしまして、ほかにも幾つか論点はございまして、時間の関係もございまして、できるだけ先生方の御意見を承りたいと思ひますので、この辺で私が一方的に申し上げるのを差し控えたいと思ひます。以上のようなぐあいで、澤木教授からもお話がございましたように、現行法との抵触というものはほとんどござ

いません。大変内容におきましてもその根本的な精神におきましても妥当な政策を持った今回の扶養義務の準拠法に關する法律案でございますので、私もといたしましては、できるだけ慎重御審議を願つた上でこれを法律として制定していただければ幸甚に存する次第でございます。

御清聴ありがとうございました。
○委員長(二宮文造君) どうもありがとうございました。
以上で参考人各位の御意見の陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

○寺田熊雄君 大変簡にして要を得た御説明をいただきまして、ありがとうございます。

まず第一にお伺いしたいのは、先生方がおっしゃった関係資料の五十二ページ、ここに「ヘーグ国際私法會議諸条約」というのがありますね。

〔問〕戦後に採択されたものを掲げる。として、ここに(1)ないし(4)の条約が挙げられておりますが、その中で我が国が署名したものと並びに批准まで進んだもの、全然未サインのもの、こう分かれるわけでありまして、まず先生方におかれて、この条約は速やかに調印ないし批准すべきではないかと考えられるものはどれとどれでしょうか。ちょっとそれを両参考人にお伺いしたいと思ひます。

○参考人(澤木敏郎君) 私の方が先に御説明させていただきますましたので、私の方から先に申し上げます。

なかなか難しい御質問なんですけれども、学界の中でそういう話題が出ますときに一番話が出るのは、十四番のところにあります管轄の合意に関する条約、これは訴訟法上の問題なんですけれども、どこの国の裁判所に訴えを起すかという問題について管轄合意というものを認めるか認めないか、こういうことが国によって違つていいることは余り望ましくないし、早く統一した方がいい。しかも、この問題の批准に当たってはそう極

端な政治的な利害關係の対立がないわけでございます。

そういうことで申しますと、例えば二十一番の、製造物責任の準拠法に關する条約というのがございまして、これは現在日本をめぐつてこれだけの商品が輸出され、輸入されているそのときに製造物責任という非常に重要な消費者保護の問題についてこれが国によって法が統一されていらないというところは非常に望ましくないわけですから、ヘーグ會議がこういう問題を取り上げて既に条約をつくつていいるということ、しかもこれは発効しておりますので一定の国々が批准していいるということなんです。このあたりになりますと本當に國際的な利害の対立が非常に明確に出てまいります。恐らくまだ我が国としてこういう問題をすくべき問題が多いのではないかと今思ひます。

それに対して、一番は既に日本は批准しておりますが、二番、三番、このあたりも、有体財産の國際的な性質を有する売買という文字が書かれておりますけれども、これは平たく申し上げれば貿易取引のことなんです、貿易取引がこれだけ日本をめぐつて起つていいるときに、一々契約が後で紛争になったときにこの國の民法で処理するのか、例えば日本とアメリカで貿易取引をやつておいて、裁判になつてからこの契約は日本民法で裁くのかそれともアメリカの民法で裁くのかその時点になつて問題になるということじゃ困るわけなんです。できればそういうことは統一した方が望ましいと思ひますけれども、やはりこのあたりの輸出と輸入と輸入と云々という一種の國際的な利害の対立がございまして、そう簡単に批准しようとするところまで進めるかどうかは問題がございまして。

そういう意味で、無難なものを選ぶというだけが可能ではないわけですが、これまで恐らく法務省當局あるいは法制審議會の國際私法部会等々で、日本の立場として批准可能な条約から順次取り上

げていくということまで処理してきたのではないかと思ひます。

私、直接御質問にお答えできなかったのですが、よく話題として出るのは、管轄条約などはどうだろうかというところが話題に出ていいるところとは申し上げてよろしいと思ひます。

○参考人(澤木敏郎君) 先ほど澤木教授が御説明になりましたところではば尽くされていいるかと思ひますが、先ほど澤木教授も触れられました二番から四番、この問題につきましては、実は三十三番でございますが、これでいけば改定が進められていいるようなこともございまして、これは今日の國際的な物の交流關係の發展、複雑化に対応して幾分手直しが必要だといことがあつて出てきたものでございまして。また、このような事柄に對しましては國際連合の國際貿易法委員會、UNCITRALと言つておりますが、そちらで統一法がつくられていいる、こういうこともござい

ます。そこで、そうなりますと、統一法でやる方がよろしいのか、こういう國際私法的な処理がよろしいのか、大きな問題がございまして、やはりより広い舞台でつくられました國際連合の貿易法委員會の案、これはウィーン條約といものがあつたので、すけれども、そういう方をそのまま直接やる方がいいのかもしれないといような考え方もござい

ます。そういうわけで、この点はまだ多少流動的でございますけれども、恐らく早い時期に批准の方へ進んでいく可能性があるのではないかと一

りまして、単に全く無性格な法律の議論だけでは済まないこともございますので、なお慎重に検討した上で意見を申し述べたいと思うわけでござい
ますけれども、このような問題につきましましては、確かに一般的な言いますならば、早い時期に世界統一法ができる方がよろしいであろう、こういうふうに考えます。

その他の点につきましては、これはいろいろございまして、例えでアトランダムに申し上げますと十七番の、離婚及び別居の承認に関する条約であるとか、あるいは二十四番の、夫婦財産制の準拠法に関する条約であるとか、二十五番の、婚姻の成立及び効力の承認に関する条約、実はこういった問題につきましては、この条約を批准するという形もございまして、その内容をいわば先取りして我が国の法律を変え、こういう方法もございまして、これは諸国で行われているやり方でもございまして、もう一つ、もう一つ、我が国が法務省の方では、法制審議会の場等々を通じてその条約の中身を既に実現に移そうと努力をいたしておるわけでございまして、そういう点から言いますと単にハーグ条約の批准の数をふやせばいいというものではないような感じもいたします。要はその中身でございまして、中身において国際的な協調を旨とする我が国の全体の方針に従う方向で動いている限り、方法はいかようであらうともこれはよろしいのではないかと、こういう感じがいたしておるわけでござい

ます。以上、先生の御質問に對しまして十分にお答えできなかったかも知れませんが、今回の扶養義務等々のような問題について言いますと、判断基準を何にするか、これが今回の問題でございまして、外国でこの条約に基づいてなされたそのような裁判を日本で承認すること、これが必要な局面もございまして、そのような点につきましては、できるだけ容易に承認するような方向に持っていくか、あるいは日本でなされた判決を外国でより容易に承認してもらうような方向に持っていくか、

これはそういう種類の問題に関する条約もないわけではございません。例えば二十二番がそうでございまして、扶養義務に関する判決の承認及び執行に関する条約でございまして、これなども観念的に言えば批准した方がいいのかもわかりませんが、ただ、訴訟手続といえますものは御承知のとおり国によって大変異なっておりますので、にわかにこのままでいいという形にもまいりません。そういうところで、この点もやはり法務省の方で慎重に審議をされている途中だと伺っております。

○寺田熊雄君 我が国の国際私法に関する法律は御承知のような法例がありますが、何分にもこれを非常に古い法律で明治三十一年の法律第十号であります。今法務省の方でこれのやはり全面的改正を法制審議の方に諮っているようでありますけれども、私も気がなるのは、やはり先般批准を完了いたしましたあらゆる形態の男女不平等の撤廃に関する条約であるとか、その以前に既に批准をいたしました国際人権規約、あるいは男女平等を要求する憲法第十四条、そういうものに抵触するかのような規定が間々見られるわけでありますけれども、こういうことを考えますと、法例の速やかな改正を必要とするという、私の方はそういう持論を持っておるわけであります。それについて先生方はどういう御見解を持っていますか。

それからまた、これは日本だけでなくして、かなり西欧の民主主義国家にもやはり国際私法規則において男女平等規定に対する抵触というのがあるようでありますが、そういう点の御見解を両先生にお伺いできればと思います。

○参考人(澤木敏郎君) 意見を述べさせていただきます。

ただいまの御質問は二点にわたるように思いますが、一点は、女子差別撤廃条約の批准ということである、その他一般に両性平等原則との関係で日本の現行法例をどう評価するかという問題と、そのも日本の現行法例が非常に古くなつてしまっ

ているのではないかと、そういうことは別に全面的な見直しを要するのではないかと二つの問題があったと思います。

順次答えていただきますと、第一の問題、両性平等原則と現行法例の関係につきましては、一応私個人といたしましては、法例十四条から十六条まで、婚姻の効力、それから夫婦財産制、離婚について夫の本国法を適用するとしているもの、それから法例二十条で、親子間の法律関係で「父ノ本国法ニ依ル」と言っている部分は両性平等原則の少なくとも精神には反する。

と申しますのは、実は夫の本国の法律の方が大變民主的であつて妻の本国の法律の方が女性差別の法律を持っているというところが現実には起こり得るわけなものですから、妻の本国の法律を選ばないといふことにはならないわけですね。そこが国際私法といふゆる民法の違ひなわけですね。憲法第十四条の両性平等原則といふことから、実質的な差別といふことで考えますと、むしろ夫の本国の法律を選ぶ方が民法上は非常にいい民法と言つたら変ですけれども、そういうことになつていて、妻の本国の民法の方が大變差別的だといふことも起こらないではない。だから、夫の本国の法律を選ぶのか妻の本国の法律を選ぶのかといふだけでは、直接両性平等原則には反しないといふ考え方もござい

ます。しかし、私は先ほど精神として申しました、確かに夫の本国の民法の方が男女平等原則を十分貫徹した民法を持っていたとしても、だからといって夫の本国の法律を準拠法にするといふことが許されるわけではない。やはり憲法の精神からいって望ましくないといふふうに考えております。

したがって、両性平等原則に反するか反しないかという評価、判断についてはそれぞれの見解があると思ひますけれども、現在私の了承しておりますところは、そういう規定を改正するといふ方向で現在法制審議会は審議をしているというふうに申し上げてよろしいと思ひます。

それからもう一点ですが、そもそもこの法例は古くなつたのではないかと、全面的改正の要はないかという問題点でございまして、その点も私賛成でござい

ます。国際私法は非常に理論的な法律なんです。民法も刑法も千五百年近い歴史を持っているのに、国際私法といふ法律は、いわば近代国家ができてきたかだか百五十年ぐらいの間にこういう法分野ができてきたものですから、まだ十分な歴史的な背景もありませんし、かなり理論で法が積み重ねられてい

る部分がございまして、ところが、国際社会の実情がどんどん変わつていくにつれて、やはりその理論構造も非常に変わつてきているわけですね。そういう意味で、確かに非常に古くなつてきてお

りまして、この条文はとも現代の国際社会の実情に合わないといふことが指摘されている条文が非常に多いことも事実なんです。それで、どう直すかといふことになりまして、またこれが議論百出という状態で、まだ十分おさ

まるところまでおさまり切つていないのじゃないか。現在法制審議会でも十分いろいろなテーマについて検討中ではござい

ますが、ヨーロッパなどではここ十年ぐらいの間に各国がほとんど国際私法の全面改正を実現して

おります。そういう意味では、一つの国際私法の全面改正の立法の時期がだんだん近づいているとい

ふことは言えるのかも知れませんが、私としては、今直ちに日本において国際私法の全面改正をするのはちょっと時期尚早ではないかといふ

ふうに考えております。○参考人(森嶋孝一君) お答え申し上げます。

先ほど澤木教授がまとめられました二点、やはり先生の御質問の趣旨であるかと思ひます。まず最初に、婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、これとの関係で申しますと、やはり私も基本的には現行法例が直ちに違反するとは思ひ

わけです、澤木教授が御説明をしてくださいますのは、いわば民法のレベルにおける差別があるかないか、国際私法の上では差別があるように見えるけれども、下の民法のところではある意味ではフィフティ・フィフティであって、夫の本国の法律の方が妻に有利な場合もあり得る。だから、実質的な差別がないからこれは必ずしも基本的には差別になっておらないという、通常私法も教壇の上からはそういう説明をいたしまして現行法のことを解説いたしておるわけでありましてけれども、個人的な見解で申し上げますと、幾分先走るかも知れませんが、「あらゆる形態」というところの少し手がかりを求めまして、民法のレベルでの差別はむしろのこと、国際私法の上のところでも差別があつてはいかぬだろう、こう思います。

その意味では、少なくとも憲法二十四条あるいはこの差別撤廃条約と抵触するおそれのあるところは直ちに改正した方がよろしいというふうに考え、また、実は法務省の側といたしまして、記憶は幾分正確ではございませんが、既に昭和三十四年にこのような夫の本国、夫の国籍を優先するような政策はやめようということがもう内部的には決まっております。これは三十四年ですから、もう相当以前のことになりますね。なかなかそれが実現しなかったのは一般の社会情勢の関係があるのかもわかりませんが、今日では、かつてとりましてそのような方向をさらに一歩進めるような形で審議が進んでいくと何ってあります。それを大いに期待するわけでございます。そのような改正案が本委員会にかかりましたときには、ぜひとも早急に通過していただけるようお願いいたします。幾分場違いではございますが、そういう感じがいたすわけでございます。

もう一つ、古いという観点、これは確かにそうでございますが、実は日本の場合には幾つかの時代表を日本は過してまいりました。現在の日本の領土以外に日本の領土と称されるところがあつた時代がございます。その時代には、国籍としましては日本でございますけれども、民族的には異なる方々が幾つか分かれておりまして、日本の国内だけでも、ある意味では国際的と申しますか、そのような本来の意味におけるインターナショナルな関係がございましたわけでございますが、今日の段階になりますと、物あるいは技術、学術、こうした交流ははやや活発になっておりますけれども、人の間の交流、特に日常生活の交流というのは必ずしも日本は活発ではないように思われます。

例えば結婚について話をしますと、国際結婚といたしまして、統計を見ますと、日本の場合には千人に二人ぐらしか国際結婚をいたしません。その国際結婚をする方々の中の八五％はいわゆる日本に長い間おられます朝鮮籍の方とされるのが多く、いわば日本の国の外へ出ていって結婚する方というのは非常に少ないようです。これがドイツですと百人に十七人、スイスですと百人に三十五人ぐらひは国際結婚をされるわけであり、そういう国々に比べますと、いわば本来の意味での日本人の通婚圏といえますが、それが狭いわけですね。これは、ある意味では国際私法ということに對する需要といえますが、これが少ない。極端なことを言えば、国際私法なくとも何とかやっていけるような社会ではないかという、実はこういう面がちょっとあるのじゃないか。だから、結果としてなかなか時代に対応するような改正ができなかった、改正を要請するような社会的な需要がなかったと言えらるかも知れません。

近時、先ほど澤木教授が御説明されました欧米諸国における改正の最大の原因は、既に御承知かと思ひますけれども、いわゆる移住労働者の問題なんです。実はこの扶養義務の準拠法に関する条約もそれにかかわるところが少なくないわけですね。けれども、これは先生十分御承知だと思ひますが、ベルリン市内の三分の一の人口はトルコ人である、こういうような状況がございます。しかも、なかなか本国へ帰っていかない。そういう状況を一に仮に考慮をいたしまして、将来は各国の私法の内容を統一する、そういう方向がやっぱりあり得ると思ひます。それから、また渉外的な事項に関する私法関係にのみ適用される統一私法を制定する、いわゆる渉外統一私法というんですか、そういうこともあり得るわけですが、これは先生方の御意見としては、どうですか、近い将来にはあり得ると思ひますか。どうも私も是非に困難なように思ひます。殊に財産関係は非常に経済的な利害を追求いたしますので合理主義が支配する、ところが身分関係の法律といひますと、やっぱりいろいろ国民感情なり伝統なり風俗習慣等の支配がそこにあるのでなかなか難しいのじゃないかと思ひますが、その点はいかがでしょうか。それを最後にお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○寺田熊雄君 それから、今、男女の平等の理想に抵触する規定、これは澤木先生ですな。夫の本国法を適用する方が当事者に有利である。それは両当事者に有利というふうにおっしゃるのか、女性の側に有利とおっしゃるのか、その点はちょっと聞き漏らしましたけれども、当事者はいずれの本国法も適用できるといふふうにしておいて、そして判例にありましますように、非常に不合理な結果を生ずるような場合は公序良俗の法理を適用して救済していく、信義則を適用する場合もあるかもしれないけれども、あるいは法の理想というふうなものを掲げて、夫の本国法を適用した方が法の理想にかなう、あるいは女性の本国法を適用した方が法の理想にかなうというふうな裁判所の裁量の範囲内にその決定をゆだねるか、いろいろな立法技術があると思ひますけれども、何にしても、夫だけに限定して規定するといふことは、どうも私も、やはり先ほどの男女平等撤廃条約なり憲法十四条あるいは国際人権規約等に正面から抵触するような感じを持つわけで、これは私もこれから十分検討してみたいと思ひます。

きょうは先生方の御意見は御意見としてお伺ひしておるわけですが、このような国際私法の統一に仮に考慮をいたしまして、将来は各国の私法の内容を統一する、そういう方向がやっぱりあり得ると思ひます。それから、また渉外的な事項に関する私法関係にのみ適用される統一私法を制定する、いわゆる渉外統一私法というんですか、そういうこともあり得るわけですが、これは先生方の御意見としては、どうですか、近い将来にはあり得ると思ひますか。どうも私も是非に困難なように思ひます。殊に財産関係は非常に経済的な利害を追求いたしますので合理主義が支配する、ところが身分関係の法律といひますと、やっぱりいろいろ国民感情なり伝統なり風俗習慣等の支配がそこにあるのでなかなか難しいのじゃないかと思ひますが、その点はいかがでしょうか。それを最後にお伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○参考人(澤木敏郎君) お答えさせていただきます。ただいま私法の統一、国際私法の統一ではなくて、いわば民法、商法等ですが、私法の統一という方向で国際的な問題の解決ができないかということが御質問の趣旨だったと思ひます。これはやはり法領域、分野ごとに考えていくより仕方がないと思ひますが、家族法の分野に關して言いますと、よほどのことがなければ統一はできないのじゃないか。と申しますのは、カトリックですと一夫一婦制で離婚禁止というところから始まりまして、イスラム圏では一夫多妻制、タラクディボースといひますが、男子の一方的専制離婚がまだ認められていっているという状況で、果たしてカトリック圏の国々とイスラム圏の国々が集まって国際会議を開いて世界婚姻法というものがつくれるかといへば、そう単純ではないと思ひます。ただし、もちろん人権問題とかそういう部分的な国際的合意というものは徐々につくっていくことは可能だろうと思ひます。

これに對して、取引法の分野ですと、ある程度経済的な合理性があれば統一は可能なんですけれども、現実には経済的利害、東西南北の対立のほ

かにも、実は法律の分野では非常に技術的な違いが多うございまして、実際には法の統一がかなり困難なわけですね。よく私どもが講学上例に引きますのは、手形小切手法の統一ができていたのですね、アメリカとイギリスがこれに入っていない。結局、英米法系と大陸法系の考え方の根本的な違いが法の統一の大きな障害になっているというところがよく指摘されるわけですね。その他、最近の大韓航空事故なんかで問題になりましたワルソー条約、航空運送に関する条約、あれも一見統一法のようなんですけれども、実はオリジナル・ワルソーといまして、最初のワルソー条約から始まりましてグアテマラ修正規定だとかいろいろな修正規定がありまして、なかなか国際的な統一ができないのが実情でございます。

○お答えになつたかどうか分かりませんが、それ程度で……。

○参考人(澤木敬郎君) 私、澤木教授と大体同じようなふうな考えをしておりますが、寺田先生の御意見を伺いまして、まさによく御存じであるという感じがいたしました。

先生のおっしゃいますとおり、財産関係につきましては統一の可能性もあるやに思いますが、身分関係それから財産関係でも土地に関する問題、これはなかなか統一が難しいのじゃございせんでしょうか。ですから、物権的な側面とでもいいますか、ここはかなり難しい。やはり郷に入れば郷に従う、こういうやり方にならざるを得ないのではないかと。

しかし、考えてみますと、親族法の方も、身分関係と申しまして財産的な側面があるわけですね。今回上程されておりますような扶養、これは家族関係を基礎にしてはおりますが、基本的にはお金の問題ですね。そういうこともあるわけですから、一般に身分法、親族法だから難しいと言ふこともできませんし、一般に財産法だから統一ができるとも言えない。やはり個々別々に考えていかなければなりません。結局、何も言わない結果と同じではあります。できることから国際的に統一し

ていかなければいけないと、こうなるわけですね。ただ、その際に何でも一挙に、いわば国連方式とでもいいますか、全地球的なレベルで統一をするというのを考える必要はないのでありまして、例えば環太平洋地域だとかあるいは日本と朝鮮とか中国とか、こういういわば地域的な国際社会でならば、一見困難と思われるような親族法のところでも何か統一が可能かも知れない。だから、いつも全世界的に目を配ることは必要でありますけれども、結果としてそれで北と南が対立してみたりすることはよくないのでありますから、できるところからという意味はそういうことであるのじゃないかと、こういうふうな考えをしております。

○寺田熊雄君 ありがとうございます。終わります。

○飯田忠雄君 ただいまいろいろお話を承りました。大変ありがとうございます。

二、三お伺いしたいのは、今度の法案の三条と四条に關しましてこの背景となるもの、つまり必要性はどういうところからこういう条文が出てきたのだらうかという点につきまして、もしお差し支えなければお教え願いたいと思つてお話しします。第四条で見ますと、「離婚をした当事者間の扶養義務」と、こうございまして、離婚をしてしまえば赤の他人なのにどうして扶養義務が問題になるのだらうかということが常識的に考えられます。ところが、国を異にすればこういうこともあるのだらうかということもまた思われますのでお尋ねをするわけでございまして。

また、三条の方でございますが、例えば「傍系親族間又は姻族間の扶養義務」とございまして、これは国籍は関係ないとしてしまつても、それにしても何か特別にこういうことを必要とする背景があつたのだらうかということを考えるわけですね。例えば姻族間の扶養義務といふと、これは国と国とを異にするところに住んでおる姻族間の扶養義務ということだらうと思つていただけます。一体だれを中心としての姻族なのか、また、その姻族と

いうものの範囲が、それぞれの国によつて姻族といふものは違つて定議があるのか、あるいは傍系親族につきましても、これも国を異にするところにおける傍系親族間の扶養義務だと思つて、こういうものについてどういうことを特に決めなければならぬようなことだらうか。例えば日本国内におけるところの傍系親族であればもちろん日本のこれと違つてやうです。

ただ、問題は日本国内において外国人同士夫婦がやってきてそれで起る問題だということになります。それは一体どういふ場合に生ずることとなるのだらうか。考えてみますと、私も知識が足らぬものですからこの三条、四条は全くわからない条文だと、こういうことになっておりますので、ぜひお教えを願いたいと思つております。よろしくお願ひします。

○参考人(澤木敬郎君) お答えさせていただきます。

まず、四条の方が簡単でございますので、四条の方を申し上げます。実は私もよく常識的に扶養と考へますのは、生活能力のない人に対してはかの親族関係にある者がその生計の資を補給する、そういう制度でございまして、だれに一体どの程度でどういふ義務を負わせるかということについては各国非常に多様な制度をとつてゐるわけでございます。

先ほど御質問の中にありましたように、確かに日本の民法では離婚後扶養という觀念はないわけでございますが、アメリカ等では昔からアリモニーといひまして、よくハリウッドの俳優さんなんかの離婚で、離婚した後も毎月別れた妻に送金をしなきゃならぬというふうな記事が出ることがあるわけですね。アメリカ法なんかではかつては、離婚後扶養、配偶者が再婚するまで一定期間扶養料を毎月送るといったような制度もございまして、ドイツなんかではごく最近民法を改正しまして、それまでは離婚の際の慰謝料というふうなものゝを認めていたわけですね。それを廃止しまして完全な破綻主義民法を採用すると同時に

に、離婚によつては、いわば財産関係の清算といひましようか、離婚給付をしない、そのかわり、もし離婚後配偶者の一方が生活能力がない場合には、離婚後も経済力のある一方配偶者が他方配偶者を扶養する、こういう離婚後扶養というふうな制度をドイツの比較最近の民法で新しく入れてゐるくらいでございまして。

ですから、まさに国際社会の中には国内法でも離婚後扶養という制度をとつてゐる国があるというところですね。それが一つの前提になりまして、そうしますと、離婚後扶養というふうな問題をこの扶養義務の準拠法条約の対象にすることが適當かどうかというのを判断して、どうもこれはむしろ離婚の効果の問題だから、国際私法的な表現を使ひますと、扶養の問題として考えるよりは離婚の問題として考える。日本法的に言ひますと、財産分子とか慰謝料とかという言葉があるわけですが、むしろそういう性質の問題として問題を処理した方が妥當ではないかというのがハーグ會議での結論でこのような条文、四条ができて上がつてゐる。

もう一度詰めて簡略に申し上げますと、要するに離婚の際の財産給付に關して、日本のようにこれを全く離婚の効果の問題として考えてゐる国と、そうではなくて、民法の用語として扶養といふような言葉を使つてゐる国がドイツとかアメリカとかございまして、これを一体国際私法上扶養条約の対象として考えるべきか、あるいは離婚条約といふものを別につくつた場合ですね、離婚の効果の問題として考えるかということと議論した結果、これはやっぱり離婚の問題として扱おうということになった。こういうふうな四條に關しては御理解いただければと思ひます。

これに對して三条の方ですが、これは全く性質の違つた問題でございまして、例えば子と親との間の扶養ですと、扶養を請求する方は大体子供で、親が扶養の義務者になります。特に子供が未成年の子の場合には親が子供に向かつて扶養を請求するといふようなことは普通考えられないわけですね。

が、傍系親族とか姻族ということになりますと、例えば兄が日本人で弟がブラジルへ移民して現在ではブラジル国籍を持っている、そういう兄弟のようなものを考えてみますと、兄の方が生活力が高くなれば弟に対して生活を助けてくれということになりますし、逆の場合も考えられる。

そのときに二人に共通な法律というのがあればいいのですけれども、この条約のように扶養権利者の常居所地法ということにしますと、兄弟が日本とブラジルに別れている場合に、日本にいる方が生活力が高くなりますと日本法に基づいてブラジルにいる兄弟に請求する、日本法上は兄弟は扶養義務がある、だから何がしかのものがただける。ところが、逆に今度ブラジルにいる弟の方が生活力が高くなって請求しようとしたら、もしもブラジル法が兄弟同士は扶養義務がないと言っておりまうと、向こう側からは取れなくなってしまう。一種のそういう不公平のようなものが生じてしまう可能性があります。

したがって、親子扶養、特に未成年の子と親との扶養であるとか夫婦間扶養の場合はこういう特例を設ける必要がないと条約は考えたのでございしますが、傍系親族とか姻族のような関係の扶養の場合には一種の公平みたいなものを考えて、それぞれの扶養を必要としている要扶養者の常居所地の法律だけで問題を処理してしまおうのじゃなくて、たとえそこで権利が認められていても、その二人に共通の法律によって扶養義務がない場合、その場合には断れるというような制度をつくる方がいいのではないかとというのがこの三条の背後にある考え方ではないかと思いますが、あと嫁場さんの方からまた補充していただきたいと思ひます。

○参考人(嫁場準一君) 補足いたします。
最初に澤木教授の御説明の順番に従ひまして第四関係係を申し上げますが、恐らく飯田先生御質問の趣旨は、離婚した当事者間にも既に親族関係がない、本来親族関係があるのを前提にしての扶養義務ではなからうか、理論的にも幾分疑問が

ありはしないかと、こういう御趣旨ではなからうか。誤解かも知れませんが、その趣旨でお答えいたしたいと思ひます。

これは確かにおっしゃるとおりでございまして、そういう意味では、草案の説明などを見ておきますと、今回の法律案の前提になりました条約では、単に親族関係だけではなく、疑似親族関係に基づくもの、こういうものも入れておりまして、その一つがこれに当たるのじゃないかと思ひます。認知をされていない子供との間もある意味では疑似親族関係でございします。それがあつたわけですが、じゃ、なぜそのようなものに関係するということになるわけですか。

これは一つには、今日離婚法の主たる観点は、これは既に澤木教授も御説明になりましたように、離婚することによって経済的な困難に陥ることあり得べき当事者、これは今日では女性だけではないでございせん、男の場合も少なくないわけではございせん、そういう者に対する保護といふものを考えなければいけないということ、これがいわば離婚法の法政策の二大支柱の一つになつておるわけでありまして、そこで、やはりこれが通常は一定の何がしかの金員の給付をもつてなされると同時に、これも澤木教授おっしゃるおつもりで私のためにとおかれたことでございしますが、社会保障との関係がございします。

最近、澤木先生もお触れになりましたドイツの改正法では、いわば夫が将来六十歳になったときに受けることあり得べき年金の一部分について、もう既にそれを離婚の際に配分してしまつたというやうな年金調整といひますか、扶養調整といひますか、そういう制度すらできておるわけでありまして、これは、一度結婚してもう別れてしまつたにもかかわらずという問題は残るわけではございしますけれども、やはり離婚をした結果保護を必要とする状態になつたはずの当事者に対して何らかの救済をする、その第一次の責任をかつての配偶者が負うべきではないか、こういう発想に基づいておると思ひます。

もしその点につきまして、それもすべて社会が第一次に責任を負う、こういう制度に変わったなら話はまた別でございしますが、それはなつていない。ほとんどすべての国でそうはなつておりません。まず第一は、我が国の場合には、この後ろにもつておると思ひますが、生活保護法の第四条で親族関係に基づく者の間の扶養を優先して考えております。その中にこの疑似親族関係も入つてくるのであります。これはいわば社会政策的立法の趣旨がないわけではない。だから、これがこに入つてゐるのだ、そう理解いたしますとあながち場違いな感じがしないのではないかと私は考えるわけではございします。

もう一つ、第三条、先生の御質問の趣旨、これもまた誤解いたしておるかも知れませんが、なぜ傍系あるいは姻族の者に対してだけ異議申し立て権を認めたのか、こういう形でとらえるといつたしますと、これも既に説明がなされておりますけれども、通常、扶養義務といひますのは、権利者のいわば社会的なニーズにたいするといふのが一つ、つまりニーズがなければいけないというものが大原則であります。必要のないところにする必要はない、これが一つ。もう一つは、やはり一定の関係の深い者からお互いに助け合ふというものが本来ではないか、これもやはり世界的な立法の傾向でございします。

そこで考えていきますと、直系の親族に比べ傍系あるいは姻族は非常に関係が薄い。だから、その者に対してはもしその義務がないという法律があり、かつそれが同じ国に属している場合、そのやうないわば一種の家族関係における民族的な慣行といふものを尊重すればどうか、こういう形でこの異議申し立て権が特に認められてゐる。

しかし、この異議申し立て権は、そこにも書いてありますやうに、裁判所が黙つておれば当然にあなたは異議が認められますよという形です。のではなくて、あくまでもその当事者の主張を待つてゐるわけですので、もちろん姻族であらうと傍系であらうと進んで扶養する気持がある人に対して

しては、それを抑えるやうな方向にはなつていないのであります。ただ本人が、いやそれならば自分よりもほかの人の方という気持ちがある場合には、より近い近親の方に義務をまず負わせる、こういうことがより妥当ではなからうか、こう考えられてきてゐるのではないかと、このように私は考えておるのでございします。

○飯田忠雄君 大塚御丁寧な御説明でありがとうございました。よくわかりました。

ついでに、これは少し出過ぎた質問かもしれませんが、お尋ねをいたしましたのは、我が国には、終戦後たくさん女性の人がアメリカの軍人と関係を持ちまして、実際はこちらで子供ができておるが、夫はもうアメリカへ行つてしまつてゐる、こういうのが非常に多いわけですが、こういう場合にこの法律を適用になるやうなことになるでしようかという質問なんです。

つまり、昔は内縁関係にあつたんですが、現在はもう内縁関係は切れてしまつておる、しかし子供はいる、その子供が大きくなつておるんですが、大きくつたその子供はアメリカにおる親の子供との間で扶養義務が生ずるだらうか。父親が向こうへ行きました結婚して子供ができておる、その子供と日本におる子供との間は、これは親族関係としての扶養義務があるかという問題。それから、母親とは姻族関係でこの扶養義務関係が生じておるだらうかという問題ですが、こういう問題はどつちになるのでございませうか。

○参考人(澤木敬郎君) お答えさせていただきます。
確かに、戦後間もないころに、日本をめぐる国際関係、国際私法上の問題として最もたくさんあつたものは、アメリカの軍人と日本人女性が結婚し、さらにその後離婚、そして大抵の場合子供を日本人女性が引き取つてアメリカ人男性は本国へ帰つてしまふ、そういう後の問題が多かつたわけではございしますが、御質問の論点、国際私法上の問題と民法上の問題との区別が必要かと思ひますけれども、扶養がとれるかとれないか、これは特

定の國の民法による判断でございす。だから、日本の民法では、子供は母親の離婚後も生みの父親に対して請求ができるということとございす。が、國によってそういう権利がない國があるかもしれないので、どこの國の民法で決めるかというところが問題になるかと思ひます。

そうしますと、この条約の批准以前は、日本の法例では二十一条で、扶養は扶養義務者の本國法によることになっておりました。親子関係ですと法例二十一条という学説もあるわけですが、一応説明の便宜のために二十一条の方で説明いたします。そうすると、子供が父親に向かつて扶養義務を請求する場合には義務者の本國法、したがってアメリカのいづれかの州の法律が適用されまして、そのアメリカの州の法律上父親が子供に対してどういふ内容の扶養義務を負うか、それに従ってそれを負う義務が裁判上の判決として認められるということになります。

これが、今度この法律案が通りますと、今後は全部扶養義務者の常居所地法ということになりますので、もし子供が母親とともに日本に住んでいてという場合には、今度はアメリカの法律ではなくて日本の民法によって父親に対する扶養請求権が認められるかどうかということが決定されることとなります。

そこから先は、参考資料にハーグの國際私法會議のいろいろな条約が並んでおりますが、その中で、扶養義務に関する裁判の承認執行条約というのがございす。例えばアメリカに住んでいるアメリカ人父親を被告として日本の裁判所で日本人の子供を原告とする扶養料支払いの判決がおりたときに、その判決がアメリカで有効な判決として認められるか、アメリカで直ちに強制執行ができるかといったような、そういう問題ですね。

これは、日本裁判所の判決をアメリカが承認してくれるかどうかという問題に係りますし、國によつては、今度は外為法の関係で送金不能といったような國もございす。そうしますと、一國で取り立てた扶養料を國外に送金するためのまたさ

らに國際的な仕組みとか、かなり實際問題としては、國際的に親子が別れている場合のお金の送金についてはいろいろ問題がございすけれども、一応そういうことで、この法律が日本の國內法になりますと、少なくとも適用する法律に関しては、子供が日本に在る限り日本法が基準になつて、それで裁判ができる、その点が違ふということが言えると思ひます。

○飯田忠雄君 どうもありがとうございます。○橋本敦君 二、三お尋ねをさせていただきます。

先ほど先生からお話がありましたいわゆる子条約ですが、この子条約を締結しておる國がオーストリア、ベルギー、フランス、西ドイツ以下、この参考資料にもありますように、割にたくさんあるわけですね。扶養義務の準拠法に関する條約の締結國はそれに比べると非常に少ないという状況になると思ひます。この關係はどういうふうに見たらいいのでしょうか、これがまず第一点でございす。

それからこの條約の第十四条で、この條約を適用しない權利の留保、留保権ということとございす。が、どういふ場合にどういふ支障で留保しているのか、その事例が幾らかございしたら御説明をいただきたい。

まず、この二点お願いしたいと思います。

○参考人(澤木敬郎君) それではお答えさせていただきます。

前の点でございす。が、私も事情よく存じませぬ。係場参考人が御存じでしたらお答えいただきたい方がよろしいと思ひますが、ごく常識的に申し上げますと、子の扶養義務の準拠法に関する條約の方はかなり前にできております。なかなか條約の批准というものは各國それぞれ問題の検討等時間がかかりますので、恐らくこの國の差は條約の成立の時期にかなり影響されているのではないかと私は考へております。扶養義務の方が特に加入が難しいような條約だといふふうには考へませんが、そんなことではないかと思ひますが、一応存じ上

げないのでその程度にさせていただきます。

それから、十四條の留保でございす。が、この條約の二十四條のところに規定がございまして、いづれの國も條約の批准等の際に十三條から十五條までに規定されている事項について留保できるというところでございす。今十四條について御発言がございましたけれども、十三條及び十四條、十五條、この三カ條に規定されている事項についての留保権でございす。

そして、十三條留保というものはこの條約の適用を一定の扶養義務の範圍だけに限るといふ限定的な留保でございす。要するに、扶養に關して言いますと配偶者間の扶養それから子供の扶養、これが恐らく最も重要な扶養だと思ひますが、それ以外にも先ほど話題になりました離婚後扶養であるとか一般の傍系親族扶養あるいは姻族間扶養というふうなものがあるわけとございす。そのうち、この十三條留保は、最も重要な現在夫婦である者の間の扶養義務と、それから二十一歳未満の未婚の子供に対する扶養、これだけについてこの條約を適用する、それ以外の扶養は、先ほど係場参考人の方から御発言がございましたように、比較的に縁の薄い者同士の扶養義務ですので、その問題についてまではこの條約で縛られたくない、そういうことを考へた場合にこの留保ができるという規定でございす。

それから、十四條の留保はそれの裏側ということになるのでしようか、次のような扶養について今度この條約を適用しないということと三つ、傍系親族間の扶養義務と姻族間の扶養義務、それから離婚後の扶養義務についてはこの條約によらないということと規定しているわけとございす。

それから十五條、これはちょっとそういう扶養の性質によるものではなくて、實質的に自分の國に密接な關係に立つ扶養關係であつて、しかも準拠法が外國法になつてしまふケース、ここで考へておりますのは、扶養權利者も扶養義務者も日本國民であつて、しかも扶養義務者が日本に常居所

を有しているというケースですから、例えば親子扶養で考へてみますと、子供だけが外國に常居所を持つていて親が日本に在る、二人とも日本國民である、そういうときにこの條約をそのまま適用いたしますと、この親子の間の扶養義務は、扶養權利者である子供が常居所を持つてゐる外國の法律によつて決めるということになつてしまふわけですが、日本人同士の扶養で義務者も日本人でしかも日本に住んでゐる、こういうときはまさか日本の法律以外の國の法律でもつて扶養義務を判断するのは妥当ではないといふふうに考へる國は、そういうシチュエーションだけは我が國はこの條約を適用しない。要するに扶養權利者の常居所地法によるというルールの例外を認めてほしいといふことで、やはり自國民同士の間の家族法上の關係には自分の國の民法を適用するのだという考へ方をとる國もございすので、そのために認められてゐる留保でございす。

○参考人(澤木敬郎君) 幾分補足をさせていただきます。

まず最初に、一般條約の方が子條約よりも批准数が少ないのではないかと、澤木先生のおっしゃつたとおりの事情だと思ひます。

他方、子條約ができました背景は、先ほどちょっと申し上げましたヨーロッパでは移住労働者、これが例えばイタリア人なりトルコ人なりがドイツへやつてきて家族を顧みず帰つてもこない、送金も滞りがちになる、こういう事態に対して何とかしなきゃいけないといふのでつくつたといふこともありまして、それぞれの國でかなり實質的なものがあつたのだらうと思ひます。

今回ののは、先ほど説明いたしましたように、そういう未成年の子だけではなくて、傍系親族とか姻族とか離婚当事者、いろいろ入つてございす。この委員會でも先生方御議論なされましたと思ひますが、幾分範圍が広がつてゐますだけに、こちらはいいがこちらは果たしてどうかという議論が必ず起こつてくると思ひまして、各國それぞれ

れ慎重に審議をしているからおくれているのではないか、こういうふうに思います。

大ざっぱに言いますと、ゲルマン系の諸国、ドイツとかオランダとか、イギリスもアメリカもそうですが、こういう国では傍系にはまず認めないわけです。姻族には認めることもございます。それに対して、傍系なり姻族、これを非常に広く認めますのはラテン系の国でありまして、イタリアなどというのは、ある調査によりますと、国民が一番信頼するのは家族であり、次は教会、国家は三番目に来るといふような話がございますように家族の国でございます。マフィアなどというものがしるのファミリー、こう言っているようにございまして、それからわがりますように広いです。そのあたりの、地中海諸国とそうでないアルプスから北の国との調整なんかいろいろあつて、ちょっとやっばり難しいのだから、そういうことじゃなからうか。これは単なる憶測でございまして、先生へのお答えとしては少し不謹慎でなからうかと恐れますが、要するに余りよくは存じ上げないということじゃないかと思ひます。

あと十四条等々の留保でございますが、この点は参考資料の二十五ページの各国批准状況等一覧表に、扶養義務の準拠法に関する条約についての各締約国の留保状況が三番のところに書いてございます。先生は既に御承知であつたので、なおこの背景をと言われますと困るのでございますが、例えば十四条一項、ちょっとわかりにくいのでございまして、これは対照して見るとわかりますように、これは傍系親族に關係するものですね。二項が姻族であり、三項が離婚当事者の問題。

十五条は、これは一定の条件を従へましたときには常居所地の法律じゃなくて法廷地の法律を適用するという考へ方でございます。この十五条的な留保、つまり十五条の方を見るとわかりますように、「扶養権利者及び扶養義務者が当該締約国の国籍を有し、かつ、扶養義務者が当該締約国の常居所を有する場合に、当該締約国の当局がそ

の国内法を適用する」という形になるわけで、結局日本でもやるべきは全部日本だ、簡単に言えばそういう形の留保です。で、外国法の調査も必要ではございせんし非常に便利なので、これはかなり行われる可能性があるのではないかと、これはもう非常によくわかることだろうと思ひます。

あと傍系とか姻族とか離婚当事者、これについて留保するしないといふのは、先ほど澤木教授からも説明のございました、各国によつて親族、姻族の範囲が違います。そこで、そもそも傍系には認めないような国もございすものですが、国内関係で、例えばこれですとどこに常居所があるかが基準になるわけで国籍いかんはかわりありませんから、本来、同一人で、兄弟姉妹にないのに例えば日本へ来ると扶養義務ができてしまう、これは果たしていいことだろうか考えますわけですね。そうしますと、どうしてもこれは留保していくというところで、日本のように御承知のとおり比較的広く認めてる国ではまず問題はなと思ひますが、そうじゃない国にとりましては、あるいは重大な問題だろうと思ひます。そのような結局、国内法制、基本的には家族というものの対する法感情、その違いによつて起こってくるのだといふふうに考へております。

○橋本敦君 ありがとうございます。よくわかりました。

もう一つお尋ねしたいことは、さきの私の質問に関連するんですが、この資料によつても、十三条で一項、二項を留保しているという国がないわけですね。つまり、十三条の子供に対する扶養義務は配偶者間の扶養といふことについてはほとんどの国が、国際的にも私法の統一運動といふお話もございましたが、平均化していつていふという国際社会の現状が一つはあるのではないかと。それとともう一つは、子に対する扶養といふのが非常に大事な中心的課題になることが多いので、この子条約をかなりの国が批准をしておる、そういう状況がやはり国際社会の今日の平均的基準をもうつくっているんじゃないか。

そうしますと、子条約はお話のように閉鎖的な相互主義でありますけれども、これはやっぱり一般的に我が国からしていくという建前も含めて、子条約についての準拠法をはつきり決めるか、そういうようなことを検討する時期にそろそろ来ているのではないかと気がしております。

○参考人(澤木敬郎君) お答えさせていただきます。

今の御質問の趣旨でございますが、子の扶養義務に関する準拠法条約というのが既にできていて、その内容をもつと検討するという御趣旨でございましょうか。

○橋本敦君 それは、この十三条を留保している国がないという事実から見ても、いわゆる子条約は相互主義で批准した国同士の間で規律しなると、こうなつてはいるが、これはもう国際的に一般的に通用性を持つてゐるのじゃないだろうか、そういう状況にもなつてゐるのじゃないだろうか、と、こう一つは思ふわけですね。だから、そういう方向に向けての条約なり国内立法なりという運動がもっと進んでもいい段階に今国際的にあるんじゃないかと、こういう私の考へがあるもので、そういう認識はどうだろうか、こういう質問でございします。

○参考人(澤木敬郎君) 先ほど橋本参考人の方からの御説明の中にございましたように、この扶養条約では、少なくとも子条約の加盟国相互に關して言へば、子条約にとつてかわるという条文がございします。といふことは、子条約の趣旨は実質的にこの扶養条約の方に吸収されたのだ、今まで閉鎖的な相互主義条約であつたわけですが、今でも閉鎖的な相互主義条約の問題の処理の仕方、もう子供に対する扶養義務の問題の処理の仕方は、これは一般条約としてこういう形で今後規律していかうと、そういう合意ができてこれへ移行したといふふうに御理解いただいてよろしいと思ひます。そういう意味では私も全く同じように考へております。

が少ないのが気になる、こういうことでございします。結構でございます。

○坂山映子君 もう既に同僚委員から数々の問題が提起されましたので、私は一問だけちょっとお伺いしたいと思ひます。

今度の扶養義務の準拠法に関する法律によりまして、今まで扶養義務者の方を保護する方に力点がありましたが百八十度転回したと、こういうふうに了解していいのだと思ふんです。

この第八条なんぞでございますけれども、扶養の程度は扶養権利者の需要と扶養義務者の資力を考慮して定めると、こういうふうになつてございします。私が疑問というか、どういふように実際にその扶養料を決定するのかなというように感じますのは、例えば貨幣価値が十倍も二十倍も違う国同士の国籍を有する当事者の間で扶養料の請求があつたときに、これはどういふように扶養料を決めるのだろうか。日本の家庭裁判所では扶養料の決め方について一定のルールを設けてはおりますけれども、国際的なものにつきましては、例えば中国と日本というふうに考へて、中国の兄弟から日本の兄弟に請求してきたといふような場合に、恐らく日本の月給は初任給でも十五万ぐらい、向こうの初任給は五千円ぐらいと、こういうことになつてくると随分格差が開くわけで、そういう場合にこれはどういふように扶養料を決めるのか。あるいはこの書き方の順序によつて、扶養権利者の需要の方に力点が置かれるかどうか、そのあたりどういふように考へてございしょうか。

○参考人(澤木敬郎君) 大変難しい御質問なんです。これはこの扶養条約のみに限つた問題ではございせん、国際的にこれだけ経済的な条件の違いがございしますと、国際的な性質を持った紛争における損害賠償額の算定の問題にしましても、こういう扶養料の算定にしましても、常にそういう問題が起ります。ちよつと脱線してしまふようでも申しわけないんですけれども、例えばまだ経済水準がそう高くない国の国民が日本へ観光旅行にやつてきて交通事

故に遭つて損害賠償というときに、例えば日本並みの相場で一千万とか二千万というお金をもらつて本國へ帰りますと、本國では大財閥になるという可能性もございます。逆もあるわけで、日本人が外國へ観光旅行に行つて、そのお金としてはもう精いっぱい最高の損害賠償をもらつて帰つてきても、日本では到底何の意味もないというやうなことになるので、これは本當に國際的な経済格差がそのまま國際的な損害賠償額の算定というやうな問題になるわけでございます。そういうことを前提にしますと、果たして國際的な性質を持った事件で、損害賠償額にしろ扶養料の算定にしろ、どういふ基準が妥当か大變難しい問題だと思ひます。

実はこの規定は非常に奇妙なところに規定が置かれておりまして、条約ですと十一條ですし法律案ですと八條なんですが、見出しは「公序」というところに書いてあるわけです。公序というのは、準拠法になつた外國の法律が日本から見ても非常に妥當性を欠く場合、本來は外國の法律を適用するのだけれども、その適用を排除して日本独自の解決をする場合があるという、一種のそういう留保に関する条文なんですが、そこにこういう規定を入れているわけです。

したがって、この規定の性質がどういふことなのかというのは、私もいろいろ考えたわけですが、今御質問がありましたように、一応準拠法國の経済水準あるいは損害賠償額の算定の相場といひましようか、そういうもので機械的に数字を出しただけでは實際に扶養料を支拂つたことにならないとか、あるいは逆に今度は扶養義務者の側からすると到底支払い能力がなくなつてしまふとか、両面あると思ひますが、その総合的な配慮が必要だということでは言つたのじゃないか。

それを公序というふうに考えるかどうかなんですけれども、あえて扶養料の額の問題につきましても、こういう事項を置いたというのには、本當に御指摘のとおり問題が背後にあつてのことだらうと思ひます。

○参考人(澤木教授) 幾分補足をさせていただきます。一つには、先ほど澤木教授からの御説明の中にございましたように、八條二項の意義づけ、大變難しいわけですが、これが入りましたたいきさつを説明しました報告書がございまして、それを見ますと、例えば扶養の程度を決める際に権利者の需要を調べるのはどこでもやるわけでありませんが、國によりましては義務者の資力を考慮しないという國があるわけでございまして。例えばドイツ民法の千七百八條という規定が、これは現在改正されておりましたが、ないものであります。これは非嫡出子に対する父親の義務に関する規定でございまして、これは父親の資力いかににかかわらず、とにかく扶養せよという強行的な規定がございまして。これは今日、少なくとも分擔費用については必ず負担せよという形で残っているようございましてけれども、今は変わつてきているのでございまして、そういう國はほかにあるだらう、そういうものに対して、それではやはりよろしくないといふことで、むしろ義務者の資力を考慮し、いわば最も妥當な線を持つてくるためにできた規定ではないか、こういうふうに考えるわけでございまして。

今日、ドイツの先ほども例に出しました一九八三年の國際私法の草案八條の第七項は、この第八條の規定と全く同じでございまして、そこでもこの扶養義務者の資力を考慮するやうな方に變つております。だから、ドイツも事情が変わつたのであります。そういうのがありましてこれが入つてゐるわけなんです。こんなことは実は書かなくても当たり前のことじゃないかと思ひますが、そういう規定の國がありますために特にこれを書いておかないかぬ。そういう義務者だけ

書いて権利者の需要を書かないのもおかしいだらう、需要がないにもかかわらず扶養しなきゃいけないやうな誤解を生じてはいけないうらうという形でこれは残つてゐるのじゃないか。これは私の全くの偏見でございしますが、そのように考えます。

なお、先生の御質問されました一番肝心のポイント、つまり實質的にどの程度なのか、この程度を決定する標準といふものは、扶養義務といふものが本來はその要保護者のニーズにこたえるといふところにあるとすれば、やはりその要保護者がどのやうなニーズの状況にあるかといふところを客觀的に調査した上でやる。だから、非常な形式的に申し上げますと、権利者の常居所地の標準といふものになるのではないと思ひます。ただ、具体的にそれがどれくらいかといふことを決定するのは、これはやはり大變難しいことである、今後私も知恵を絞らなきゃいけないところとは思ひますが、ルールだけで申し上げますならば、やはり現實の生活費の基準に従う、こういうのでよろしいのじゃないかと思つております。

○坂山映子君 ありがとうございます。

○中山千夏君 私は、二点につきまして兩教授のお話を伺いたいと思ひます。

一つは、最初の澤木教授のお話の中で一例を示していただいたんですけれども、扶養義務の範囲について各國で差があると思ひます。広いところ、狭いところ、この例を幾つかもう少しお示しいただければと思ひます。

それからもう一つ、第二点は、第八條の一項に關連したことなんですけれども、從來の我が國の裁判所で公序規定といふものが適用されてゐるその適用状況についての御所見をちょっと伺いたいです。兩方とも、實際この法律が運用されていく上で現實にどういふことが起こるのか、ちよつと考へてみたいものですから、その参考にお話を聞かせていただければと思ひます。

○参考人(澤木教授) それではお答えさせていただきます。

學殖豊かな候補参考人が下調べの時間をとる間、私が場つなぎをするというぐらひにお心得おきいただきたいと思ひます。

第一点でございしますが、扶養義務の範囲に關する比較法的な問題点といふことでございまして、よく常識的に私などはとらえておまして、夫婦、親子の間では、大体どの國でも扶養義務がある。ただ、順位とか、これは例えば現行法がどうかどうかかわりませんけれども、扶養義務について兄弟扶養の方が夫婦扶養よりも優先するなという考え方、要するに血縁社会ですと配偶者といふものの位置づけがずっと低くなりますから、まず兄弟に扶養を請求して、それでもだめなとき、最後に夫婦關係といったやうな考え方もあるやに聞いておりますし、若干、順位については差があるかもしれないけれども、範圍については夫婦と親子に關して言へば、恐らくどの國も扶養義務をほば認めていて言つていいと思ひます。問題になるのは、傍系親族、それから姻族にどこまで扶養義務を認めるかといふことですが、先ほど韓國が父の系統では八親等と申し上げたのは、日本に非常に近くて實際に國際私法上の問題が最も起こりやすい國の一つである、それがいかにも日本と違ふかといふ例として申し上げたので、そうたくさん比較法的な資料をきよう持つてきたわけではございせん。ただ、日本はかなり狭いのではないかと、兄弟姉妹三親等までですが、かなり狭いように思ひます。これはちよつと相続權と裏腹になつておまして、ある人が死亡した場合にその人の遺産をどの範圍の人が承継できるかといふ範圍、それが今度は裏返しになりますと扶養の義務の範圍になつておまして、韓國なんかではやはり相続權の範圍も非常に広うございします。

ですから、それぞれの國家、民族の傳統に従つて差異があるのだと思ひますが、そこまで資料を準備してきませんでしたので、大變申しわけありませんが、お許しただきたいと思ひます。それから公序ですが、日本の判例で公序則を援

用した判例はかなりの数がございます。しかも、私どもはよく反対するんですが、外国の法律を適用して出てきた結論が日本の民法を適用して出てきた結論とちよつとも違う場合には、もう公序良俗に反するといふようなことを言いがちな判例がどちらかといへば多いわけですね。代表的な例を申し上げますと、現在では韓国民法は改正になってしまいましたが、死後認知という問題がございまして、日本では父親が死んだ後、認知の訴えというものは、三年間訴えを起こすことができる、父親が死んでから三年間なんですが、韓国ではかつて二年。そうすると、日本だったら実の父親が死んでから三年間死後認知の訴えを起こせるのに、韓国では二年で訴えが起これなくなってしまう。そうすると、二年数カ月たつてから訴えを起こした場合には、準拠法である韓国法によればもうあなたは認知の訴えを起こせませんよと、こうなるわけですね。でも、そんなことを認めるのは公序良俗に反すると、こういう形で結局認知を認めてしまおうわけです。

しかし、二年か三年かぐらいのことでもって公序良俗といったような伝家の宝刀をすぐ抜くのが妥当かどうか。むしろ本当にそんな外国法を適用したら日本の公序良俗に反する場合、教科書に書いてある代表的な例では、奴隷制を認めるとか一夫多妻制を認めるとかというような例があるわけですね。でも、そこまでいかにしないとしても、もう少し公序良俗という場合には要件そのものをきちんと考える必要があるかと思っております。

それから、あともう少し理論的な問題になりますけれども、法例三十条の公序という条文が、この八条もそうなんですか、法例三十条の公序という規定はなっておりますが、法例三十条の方は、その規定が公序良俗に反するときはというふうに見えておられますので、何か外国の条文だけを見るように条文上は読めるわけです。しかし、私どもの考え、日本の通説と言つてよろしいと思

ますが、その規定が問題なんではなくて、規定の適用の結果が日本の公序良俗に反する場合というふうに解釈すべきだ。

わかりやすい例で申しますと、フィリピンは離婚を禁止しております。そうしますと、日本の女性性がフィリピン人の男性と結婚した場合に、離婚を夫の本国法によらせるといふことになりまして、フィリピン法では離婚禁止ですから、そうすると離婚は許されないうことになるわけですが、そんなことでは公序良俗に反すると、これはもう日本の裁判所一貫してそう言っているわけですね。でも、その場合でも程度とか夫婦の生活状況というものがあろうかと思ひます。

特に問題なのは日本在住のフィリピン夫婦の場合です。それも会社の勤務で二、三年日本にいらただけというのであれば、いずれは日本から帰つてフィリピンへ行く人だし、離婚が認められなくても仕方ないということになりますから、外国の法律の規定だけが問題なんではなくて、その規定の適用結果が問題だといふふうに考えております。

しかし、今のところ日本の裁判所の判決の中では、むしろ規定を問題にする判例がかなり多かったことは事実ですけれども、最近では適用結果を十分評価した上で個別事案ごとに公序を発動するという方向に変わりつつあると言つていいと思ひます。全体の印象として申しますと、公序判例はかなり日本では出ておりますけれども、初期には今申しましたように若干問題がありましたけれども、だんだんよくなつてきているといふふうに申し上げていいと思ひます。

○参考人(坪場準一君) しばらく資料をあさる時間を与えていただきましたので申し上げます。できるかと思ひます。

まず最初に、どの程度まで扶養義務があるのかという点ですが、日本が恐らく今後このようない問題について最も関係を持つことがあり得べき韓国の法律についてちよつと申し上げますと、考えようにによりましては、ある意味では明治時代の日

本の民法と同じような範囲と言つてもいいかも知れません。三本立てになっておまして、まず一つは直系血族及びその配偶者間、これは九百七十四条一号ですが、それからもう一つのラインは戸主と家族間、これがあります。その他の者の間では、生計を同じくする親族の間に限られる。だから、この場合、戸主の扶養義務というのがあるところが少し違ふのじゃないかと思ひます。一、概に親族の範囲と必ずしも一致しない。実際上の共同生活をしていくかどうかということでも異なります。それから、実は兄弟姉妹は扶養義務がないんですね。それは他の親族と生計を同一にしている場合に限つて兄弟姉妹の間にあるというふうな違いがございます。これがちよつと違ふところじゃないかと思ひます。

一般に親族の範囲といふと、これは韓国民法の七百七十七条に規定がございまして、八親等以内の父系血族、四親等以内の母系血族、夫の八親等以内の父系血族、妻の四親等以内の母系血族、妻の父母、配偶者、こういう範囲になつてい

るわけですが、今言いましたように家が同じかどうか生計を同一にしているかどうか、限定がつきますので、実際上は具体的にどうなっているのかよくわかりませんが、それほど不合理なものではないと思ひます。

そのほかに、南欧系の国なんかも扶養義務が広いのだという話をいたしました。例えば一九七〇年のスペインの改正法を見ていきますと、夫婦、直系血族、父母及び裁判所の決定により嫡出子の身分を取得した子並びにその直系卑属、父母及び認知された嫡出でない子並びにその直系卑属等々まで広がっております。さらに、兄弟姉妹は、直系血族の場合に限り、他方が肉體または精神的に不具者であり、もしくは被扶養者の責めに帰せられない理由により独力で生活を維持し得ない場合は、扶養する義務を有する。こういうこと

がありまして、このような場合の扶養義務の中身ですが、初等教育及び専門または職業教育を与える義務が含まれる、こういうふうにもなつてい

るのが多いようです。ここは兄弟姉妹はあるわけですね。

それでは、例えばの話ですが、東の方の国はいかがであるかと、こう思ひましてロシアなどを見ていきますと、ソビエト連邦のロシア共和国の方です。これを見ていきますと、ここでは、継父及び継母の継男子及び継女子を扶養する義務というふうな規定が第八十条にございまして、そういう関係のこれも明文の規定で認められていて、こういうのがございます。ここではもちろん兄弟姉妹の傍系も認められております。こういう例が幾つかございます。このような実例につきましてはそれなりの本があると思ひますので、ごらんいただければと思ひます。以上でございます。

公序の点につきましては澤木教授の説明ではほぼ尽きていと思ひます。

○中山千夏君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(二宮文彦君) 以上で本日御出席いただきました参考人に対する質疑は終わりました。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお述べいただきました。まことにありがとうございます。以上をもちまして本日の審議を終わります。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十五分散会

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法案

第一章 総則（第一条—第二条）

第二章 外国法事務弁護士（第三条—第六条）

第三章 外国法事務弁護士となる資格

第一節 法務大臣による承認（第七条—第十五条）

第二節 特定外国法の指定（第十六条—第二十条）

第四章 外国法事務弁護士の登録、業務及び監督

第一節 総則（第二十一条—第二十三条）

第二節 外国法事務弁護士の登録

第一款 外国法事務弁護士名簿（第二十四条—第三十六条）

第二款 外国法事務弁護士登録審査会（第三十七条—第三十九条）

第三款 弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会（第四十条—第四十三条）

第三節 外国法事務弁護士の権利及び義務（第四十四条—第五十条）

第四節 懲戒の処分（第五十一条—第五十四条）

第二款 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会（第五十五条—第五十八条）

第五章 雑則（第五十九条—第六十二条）

第六章 罰則（第六十三条—第六十八条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、相互の保証の下に、外国弁護士となる資格を有する者が国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことができるのみを聞き、かつ、その法律事務の取扱いを弁護士の例に準じて規律する等の特別の措置を講ずることにより、涉外的法律関係の安定を図り、あわせて、外国における日本法に関する法律事務の取扱いの充実に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 弁護士 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士をいう。

二 外国弁護士 外国（法務省令で定める連邦国家にあつては、その連邦国家の州、属地その他の構成単位で法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいう。

三 外国法事務弁護士 第七条の規定による承認を受け、かつ、第二十四条の規定による名簿への登録を受けた者をいう。

四 原資格国 第七条の規定による承認を受けた者がその承認の基礎となつた外国弁護士となる資格を取得した外国をいう。

五 原資格国法 原資格国において効力を有し、又は有した法をいう。

六 原資格国法に関する法律事務 原資格国法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

七 特定外国 原資格国以外の特定の外国をいう。

八 特定外国法 特定外国において効力を有し、又は有した法をいう。

九 指定法 第七条の規定による承認を受けた者が第十六条第一項の規定による指定を受けた特定外国法をいう。

十 指定法に関する法律事務 指定法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。

十一 日本弁護士連合会 弁護士法の規定による日本弁護士連合会をいう。

十二 弁護士会 弁護士法の規定による弁護士会をいう。

十三 国内 この法律の施行地をいう。

第二章 外国法事務弁護士の職務（職務）

第三条 外国法事務弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、原資格国法に関する法律事務を行うことを職務とする。

ただし、次に掲げる法律事務を行うことは、この限りでない。

一 国内の裁判所、検察庁その他の官公署における手続についての代理及びその手続についてこれらの機関に提出する文書の作成

二 刑事に関する事件における弁護人としての活動、少年の保護事件における付添人としての活動及び逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

三 原資格国法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明

四 外国の裁判所又は行政庁のために行う手続上の文書の送達

五 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十二條第五号の公正証書の作成嘱託の代理

六 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権、鉱業権その他の国内の行政庁への登録により成立する権利若しくはこれらの権利に関する権利（以下「工業所有権等」という。）の得喪又は変更を主な目的とする法律事件についての代理又は文書（鑑定書を除く。以下この条において同じ。）の作成

七 外国法事務弁護士は、前項の規定により職務として行うことができる法律事務であつても、次に掲げるものについては、弁護士と共同し、又は弁護士との書面による助言を受けて行わなければならない。

一 国内に所在する不動産に関する権利又は工業所有権等の得喪又は変更を目的とする法律事件のうち、前項第六号の法律事件以外のものについての代理及び文書の作成

二 親族関係に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

三 国内に所在する財産で国内に居住する者が所有するものに係る遺言若しくは死因贈与に関する法律事件又は国内に所在する財産で死亡の時に国内に居住していた者が所有していたものについての遺産の分割、遺産の管理その他の相続に関する法律事件で、その当事者として日本国民が含まれるものについての代理及び文書の作成

（職務外の法律事務の取扱いの禁止）

第四条 外国法事務弁護士は、前条第一項の規定による職務の範囲を超えて法律事務を行つてはならない。

（指定法に関する法律事務）

第五条 外国法事務弁護士は、前条の規定にかかわらず、第十六条第一項の規定による指定を受け、かつ、第三十四条第一項の規定による指定法の付記を受けたときは、指定法に関する法律事務を行うことができる。ただし、第三条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる法律事務並びに指定法以外の法の解釈又は適用についての鑑定その他の法的意見の表明については、この限りでない。

2 第三条第二項の規定は、外国法事務弁護士が前項の規定により指定法に関する法律事務を行う場合について準用する。

（弁護士法の準用等）

第六条 弁護士法第一条及び第二条の規定は、外国法事務弁護士について準用する。

2 弁護士法第七十二条の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

第三章 外国法事務弁護士となる資格

第一節 法務大臣による承認

（外国法事務弁護士となる資格）

第七条 外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有する。

（欠格事由）

第八条 弁護士法第六条の規定は、外国法事務弁護士となる資格について準用する。

(承認の申請)

第九条 第七条の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、氏名、生年月日、国籍、住所、外国弁護士となる資格を取得した年月日、その資格を取得した外国の国名、当該外国弁護士の名義その他の法務省令で定める事項を記載した承認申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の承認申請書には、外国弁護士となる資格を取得したことを証する書類、次条第一項各号に掲げる基準に適合することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 承認を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(承認の基準)

第十条 法務大臣は、前条第一項の規定による申請をした者（以下「承認申請者」という。）が次に掲げる基準に適合するものでなければ、承認をすることができない。

一 外国弁護士となる資格を有し、かつ、その資格を取得した後五年以上その資格を取得した外国において外国弁護士として職務を行つた経験を有すること。

二 次に掲げる者でないこと。

イ 禁錮以上の刑に相当する外国の法令による刑に処せられた者

ロ 弾劾裁判所の罷免の裁判に相当する外国の法令による裁判を受けた者

ハ 弁護士法第六條第三号に規定する処分に相当する外国の法令による処分を受け、その処分を受けた日から三年を経過しない者

ニ 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものと外国の法令上同様に取り扱われている者

三 誠実に職務を遂行する意思並びに適正かつ確実に職務を遂行するための計画、住居及び財産的基礎を有するとともに、依頼者に与え

た損害を賠償する能力を有すること。

2 法務大臣は、承認申請者が前項各号に掲げる基準に適合するものである場合においても、弁護士となる資格を有する者に対し同項第一号の外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われているときでなければ、承認をすることができない。

3 法務大臣は、承認をする場合には、あらかじめ、日本弁護士連合会の意見を聴かなければならない。

(承認の告示等)

第十一条 法務大臣は、承認をしたときは、遅滞なく、その旨を承認申請者及び日本弁護士連合会に書面で通知するとともに、官報で告示しなければならない。

2 承認は、前項の告示があつた日からその効力を生ずる。

(承認の失効)

第十二条 承認を受けた者が、前条第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に第二十五條第一項の規定による請求をしなかつたときは、その承認は、その効力を失う。

(報告等)

第十三条 法務大臣は、承認を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十条第一項各号に掲げる基準に係る事項又は弁護士となる資格を有する者に対する原資格国における取扱いに関する事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 法務大臣は、承認に関する事務の処理に関し必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(承認の取消し)

第十四条 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その承認を取り消さなければならない。

一 原資格国の外国弁護士となる資格を失つたとき。

二 第八条において準用する弁護士法第六條各号（第二号を除く。）の一に該当するに至つたとき。

三 第二十六條の規定により登録が拒絶されたとき。

四 第三十條第二項の規定により登録が取り消されたとき。

2 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その承認を取り消すことができる。

一 第九条第一項の承認申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

二 第十條第一項第二号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

三 業務又は財産の状況が著しく悪化し、これによつて依頼者が損害を受けるおそれがある場合において、その損害を防止するためやむを得ないと認められるとき。

四 第十條第一項各号に掲げる基準に係る事項について、前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五 第二十九條の規定による請求により登録の取消しを受けたとき。

3 法務大臣は、弁護士となる資格を有する者に対し外国においてこの法律による取扱いと実質的に同等な取扱いが行われなくなつたときは、当該外国を原資格国として承認を受けた者に対し、その承認を取り消すことができる。

4 第十條第三項及び第十一條の規定は、前三項の規定による承認の取消しについて準用する。

(陳述等の機会の供与)

第十五条 法務大臣は、前条第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受ける者に対してその旨を通知し、かつ、これに関して相当の期間内に陳述及び資料

の提出をする機会を与えなければならない。

第二節 特定外国法の指定

(指定)

第十六条 法務大臣は、承認を受けた者が次の各号に掲げる条件のいずれかに該当するときは、その者に対し、特定外国法を指定することができる。

一 特定外国の外国弁護士となる資格を有する者であること。

二 特定外国の外国弁護士となる資格を有する者と同程度に当該特定外国の法に関する学識を有し、かつ、その法に関する法律事務の取扱いについて五年以上の実務経験を有する者であること。

2 第十條第三項及び第十一條の規定は、前項の規定による指定について準用する。

(指定の申請)

第十七条 承認を受けた者が前条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとするときは、指定申請書を法務大臣に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、前条第二項各号に掲げる条件の一に該当することを証する書類その他の法務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 指定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(指定の失効)

第十八条 承認がその効力を失い、又は取り消されたときは、指定は、その効力を失う。指定を受けた者が第十六條第二項において準用する第十一條第一項の規定による告示の日の翌日から起算して六箇月以内に第三十三條第一項の規定による請求をしなかつたときも、同様とする。

(報告等)

第十九条 法務大臣は、指定を受けた者に対し、必要があると認めるときは、第十六條第一項各号に掲げる条件に係る事項について、報告又は

資料の提出を求めることができる。

2 第十三条第二項の規定は、指定に関する事務の処理について準用する。

(指定の取消し)

第二十条 法務大臣は、指定を受けた者が第十六条第一項第一号の資格を失つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 法務大臣は、指定を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、その指定を取り消すことができる。

一 第十七条第一項の指定申請書又は同条第二項の添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けていることが判明したとき。

二 前条第一項の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

3 第十條第三項、第十一条及び第十五条の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。

第四章 外国法事務弁護士の登録、業務及び監督

第一節 総則

(弁護士会及び日本弁護士連合会の目的等)

第二十一条 弁護士法第三十一条第一項、第四十一条及び第四十二条第二項(同法第五十条において準用する場合を含む)並びに同法第四十五条第二項、第四十八条及び第四十九条の規定の適用については、外国法事務弁護士は、弁護士とみなす。

(弁護士会の会則の記載事項の特則)

第二十二條 弁護士会の会則には、弁護士法第三十三條第二項各号に掲げるもののほか、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 外国法事務弁護士に関する弁護士法第三十三條第二項第三号、第九号、第十五号及び第十六号に掲げる事項

二 外国法事務弁護士の綱紀保持に関する規定

三 官公署その他に対する外国法事務弁護士の推薦に関する規定

四 外国法事務弁護士の職務に関する紛議の調停に関する規定

五 外国法事務弁護士の懲戒の請求に関する規定

六 その他外国法事務弁護士に関する必要な規定

(日本弁護士連合会の会則の記載事項の特則)

第二十三條 日本弁護士連合会の会則には、弁護士法第四十六条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 前条第一号から第三号までに掲げる事項

二 外国法事務弁護士名簿の登録、登録換え及び登録の取消しに関する規定

三 外国法事務弁護士登録審査会に関する規定

四 外国法事務弁護士の懲戒、外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会に関する規定

五 その他外国法事務弁護士に関する必要な規定

第二節 外国法事務弁護士の登録

第一款 外国法事務弁護士名簿

(登録)

第二十四條 外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に、氏名、生年月日、国籍、原資格国の国名、国内の住所、事務所、所属弁護士会その他の日本弁護士連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

2 外国法事務弁護士名簿の登録は、日本弁護士連合会が行う。

(登録の請求等)

第二十五條 前条の規定による登録(以下「登録」という)を受けようとする者は、入会しようとする弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録請求書提出しなければならない。

2 前項の登録請求書には、次に掲げる事項を記載し、外国法事務弁護士となる資格を有することを証する書類その他の日本弁護士連合会の会則で定める書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする事項

二 承認を受けた年月日

三 外国弁護士として受けた賞罰及びその職務上の監督機関によるその職務歴に関する評価

四 その他日本弁護士連合会の会則で定める事項

3 第一項の登録請求書の提出を受けた弁護士会は、速やかに、これを日本弁護士連合会に送達しなければならない。

4 前項の弁護士会は、日本弁護士連合会に対して、第一項の規定による登録の請求(以下「登録請求」という)について意見を述べることをすることができる。

(登録の拒絶)

第二十六條 日本弁護士連合会は、登録請求をした者が、弁護士会若しくは日本弁護士連合会の秩序若しくは信用を害するおそれがあるとき、又は次の各号の一に該当し、外国法事務弁護士の職務を行わせることがその適正を欠くおそれがあるときは、外国法事務弁護士登録審査会の議決に基づき、その登録を拒絶することができる。

一 心身に故障があるとき。

二 第八条において準用する弁護士法第六條第三号に規定する処分を受けた者が当該処分を受けた日から三年を経過して請求したとき。

(登録に関する通知)

第二十七條 日本弁護士連合会は、登録請求を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒絶したときはその旨及びその理由を当該登録請求をした者及びこれを進達した弁護士会並びに法務大臣に書面により通知しなければならない。

(登録換えの請求等)

第二十八條 外国法事務弁護士は、所属弁護士会を変更しようとするときは、新たに入会しようとする弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録換え請求書提出しなければならない。

2 外国法事務弁護士は、前項の規定による登録換えの請求(以下「登録換え請求」という)をするときは、所属弁護士会にその旨を届け出なければならない。

3 第二十五條第三項及び第四項並びに前二条の規定は、登録換え請求について準用する。

(登録の取消し)

第二十九條 外国法事務弁護士は、その業務をやめようとするときは、所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に登録の取消しを請求しなければならない。

3 第十條第三項、第十一条及び第十五条の規定は、前二項の規定による登録の取消しについて準用する。

(登録の取消事由の報告)

第三十一条 弁護士会は、所属の外国法務弁護士に登録の取消事由があると認めるときは、日本弁護士連合会に、速やかに、その旨を報告しなければならない。

(登録等の公告)

第三十二条 日本弁護士連合会は、登録、登録換え及び登録の取消をしたときは、速やかに、その旨を官報で公告しなければならない。

(指定法の付記の請求)

第三十三条 外国法務弁護士は、登録に指定法の付記を受けようとするときは、所属弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に対し、指定法付記請求書を提出しなければならない。

2 前項の指定法付記請求書には、日本弁護士連合会の会則で定める事項を記載し、指定を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

3 第二十五条第三項の規定は、第一項の指定法付記請求書の進達について準用する。

(指定法の付記)

第三十四条 日本弁護士連合会は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに、当該外国法務弁護士の登録に当該指定法を付記しなければならない。

2 第二十七条の規定は、前項の規定による付記をした場合について準用する。

(指定法の付記の抹消)

第三十五条 日本弁護士連合会は、指定が取り消されたときは、当該指定法の付記を抹消しなければならない。

(指定法の付記等の公告)

第三十六条 第三十二条の規定は、指定法の付記及びその付記の抹消について準用する。

第二款 外国法務弁護士登録審査会

(設置)
第三十七条 日本弁護士連合会に外国法務弁護士登録審査会を置く。
2 外国法務弁護士登録審査会は、日本弁護士

連合会の請求により、外国法務弁護士の登録請求、登録換え請求、第二十九条の規定による登録の取消しの請求及び第三十条第二項の規定による登録の取消しに關して必要な審査を行うものとする。

(組織)

第三十八条 外国法務弁護士登録審査会は、会長及び委員十三人をもつて組織する。
2 会長は、日本弁護士連合会の会長が指名する日本弁護士連合会の副会長をもつて充てる。

3 委員のうち、八人は弁護士の中から、三人は裁判官、検察官及び学識経験者の中からそれぞれ一人ずつ、二人は政府職員の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 外国法務弁護士登録審査会に予備委員十三人を置く。

6 第三項及び第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。

7 弁護士法第五十四条の規定は外国法務弁護士登録審査会の会長について、同条第二項の規定は外国法務弁護士登録審査会の委員及び予備委員について準用する。

(審査手続)

第三十九条 弁護士法第五十五条第一項の規定は、外国法務弁護士登録審査会の審査手続について準用する。

2 外国法務弁護士登録審査会は、登録請求若しくは登録換え請求の拒絶又は第三十条第二項の規定による登録の取消しを可とする議決をする場合には、あらかじめ、当事者に対してその旨を通知し、かつ、これに關して陳述及び資料

の提出をする機会を与えなければならない。

第三款 弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会

(弁護士会及び日本弁護士連合会への入会及び退会)
第四十条 登録を受けた者は、当該登録の時に、当該弁護士会及び日本弁護士連合会に入会するものとする。

2 登録換えを受けた者は、当該登録換への時に、当該弁護士会に入会するものとし、これによつて従前の所属弁護士会を退会するものとする。

3 第二十九条の規定による請求により登録の取消しを受けた者は、その取消しの時に、所属弁護士会及び日本弁護士連合会を退会するものとする。

第四十一条 弁護士会が合併したときは、合併により解散した弁護士会に所属した外国法務弁護士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された弁護士会に入会するものとする。

2 第二十八条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

(会則を守る義務)

第四十二条 外国法務弁護士は、所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会則中外国法務弁護士に關する規定を守らなければならない。

(外国法務弁護士の議決権)

第四十三条 外国法務弁護士は、所属弁護士会又は日本弁護士連合会が、第二十二各号又は第二十三各号に掲げる事項についての会則の制定又は改廃を審議すべき總會を招集するときは、その總會に出席し、意見を述べ、及び議決に加わることができる。

第三節 外国法務弁護士の権利及び義務

(外国法務弁護士の資格の表示)
第四十四条 外国法務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法務弁護士の名称を用い、かつ、その名称に原資格国の国名を付加しなければならない。

(外国法務弁護士の事務所)

第四十五条 外国法務弁護士の事務所は、外国法務弁護士事務所と称さなければならない。

2 外国法務弁護士の事務所は、当該事務所を設ける外国法務弁護士の全部又は一部の者の氏名を用いなければならない。かつ、他の個人又は団体の名称を用いてはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、外国法務弁護士は、弁護士に雇用されているときは、その弁護士の事務所を名称を使用することができる。

4 外国法務弁護士事務所は、その外国法務弁護士に所属する地域内に設けなければならない。

5 外国法務弁護士は、いかなる名義をもつてしても、国内に二個以上の事務所を設けることができない。

(原資格国法及び指定法の表示)

第四十六条 外国法務弁護士は、日本弁護士連合会の会則で定めるところにより、その事務所内の公衆の見やすい場所に、原資格国法及び指定法を表示する標識を掲示しなければならない。

2 前項の規定による掲示のほか、原資格国法及び指定法の表示に關し必要な事項は、日本弁護士連合会の会則で定める。

(外国弁護士の名称等の使用)

第四十七条 外国法務弁護士は、業務を行うに際しては、外国法務弁護士の名称及び原資格国の国名に付加する場合に限り、原資格国における外国弁護士の名称を用いることができる。

2 外国法務弁護士は、業務を行うに際しては、次に掲げる場合において自己の氏名及び事務所の名称に付加するときに限り、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で自己が所属するものの名称を用いることができる。

一 当該事業体の名称を用いている外国法務弁護士がない場合
二 既に当該事業体の名称を用いている外国法

事務弁護士がある場合においてその外国法事務弁護士と事務所を共にするときは、

(在留義務)

第四十八条 外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上本法に在留しなければならない。

2 外国法事務弁護士が、自己又は親族の傷病その他のやむを得ない事情に基づき、出国をして本邦外の地域に在った場合においては、その本邦外の地域に在った期間は、前項の規定の適用については、本邦に在留した期間とみなす。

(弁護士等の雇用等の禁止)

第四十九条 外国法事務弁護士は、弁護士を雇用してはならない。

2 外国法事務弁護士は、組合契約その他の契約により、特定の弁護士と法律事務を行うことを目的とする共同の事業を営み、又は特定の弁護士が法律事務を行つて得る報酬その他の収益の分配を受けてはならない。

(弁護士法の準用等)

第五十条 弁護士法第二十三条から第三十条までの規定は、外国法事務弁護士について準用する。

2 弁護士法第七十四条第二項の規定は、外国法事務弁護士には適用しない。

第四節 外国法事務弁護士の懲戒

第一款 懲戒の処分

(懲戒事由及び懲戒権者)

第五十一条 外国法事務弁護士は、この法律又は所屬弁護士会若しくは日本弁護士連合会の会則中外国法事務弁護士に関する規定に違反し、所屬弁護士会又は日本弁護士連合会の秩序又は信用を害し、その他職務の内外を問はずその品位を失ふべき非行があつたときは、懲戒を受ける。

2 懲戒は、日本弁護士連合会が外国法事務弁護士懲戒委員会の議決に基づいて行う。

(懲戒の種類)

第五十二条 懲戒は、次の四種とする。

一 戒告

二 二年以内の業務の停止

三 退会命令

四 除名

(懲戒の請求、調査及び審査)

第五十三条 何人も、外国法事務弁護士について懲戒の事由があると認料するときは、その事由の説明を添えて、当該外国法事務弁護士の所屬弁護士会を経由して、日本弁護士連合会に懲戒の請求をすることができる。

2 弁護士会は、所屬の外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると認料するときは、又は前項の請求があつたときは、弁護士法第七十条第一項の規定によりその弁護士会に置かれた綱紀委員会に調査をさせることができる。この場合において、その綱紀委員会が当該外国法事務弁護士を懲戒することを相当と認めたときは、その綱紀委員会の調査結果及び意見を添えて日本弁護士連合会に懲戒の請求をしなければならない。

3 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士について、懲戒の事由があると認料するときは、又は第一項の請求があつたときは、外国法事務弁護士綱紀委員会にその調査をさせなければならない。ただし、同一の事由について前項の調査が行われているときは、この限りでない。

4 日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士綱紀委員会が前項の調査により外国法事務弁護士を懲戒することを相当と認めたとき、又は第二項の請求があつたときは、外国法事務弁護士懲戒委員会にその審査を求めなければならない。

5 日本弁護士連合会は、第一項又は第二項の請求に係る外国法事務弁護士を懲戒したとき、又はその外国法事務弁護士を懲戒しないこととしたときは、その旨を第一項の請求をした者又は第二項の請求をした弁護士会に通知しなければならない。

6 弁護士法第五十五条第一項の規定は、第二項及び第三項の調査の手續について準用する。

(弁護士法の準用)

第五十四条 弁護士法第六十三条の規定は懲戒に付された外国法事務弁護士について、同法第六十四条の規定は外国法事務弁護士の懲戒手續について準用する。

第二款 外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会

(外国法事務弁護士懲戒委員会の設置)

第五十五条 日本弁護士連合会に外国法事務弁護士懲戒委員会を置く。

2 外国法事務弁護士懲戒委員会は、日本弁護士連合会の請求により、外国法事務弁護士の懲戒に關して必要な審査を行うものとする。

(組織)

第五十六条 外国法事務弁護士懲戒委員会は、委員十五人をもつて組織する。

2 委員のうち、八人は弁護士の中から、六人は裁判官、検察官及び政府職員の中からそれぞれ二人ずつ、一人は学識経験者の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。

3 外国法事務弁護士懲戒委員会に委員長を置き、委員が互選する。

4 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の委員の任期について準用する。

5 外国法事務弁護士懲戒委員会に予備委員十五人を置く。

6 第二項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替へるものとする。

7 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員長について、同条第二項の規定は外国法事務弁護士懲戒委員会の委員及び予備委員について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替へるものとする。

予備委員について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替へるものとする。

(審査手續)

第五十七条 弁護士法第五十五条第一項、第六十七条第一項及び第二項並びに第六十八条の規定は、外国法事務弁護士懲戒委員会の審査手續について準用する。

(外国法事務弁護士綱紀委員会の設置等)

第五十八条 日本弁護士連合会に外国法事務弁護士綱紀委員会を置く。

2 外国法事務弁護士綱紀委員会は、第五十三条第三項の調査を行うものとする。

3 外国法事務弁護士綱紀委員会は、委員若干人をもつて組織する。

4 委員は、弁護士、裁判官、検察官、政府職員及び学識経験者の中から日本弁護士連合会の会長が委嘱する。ただし、裁判官、検察官又は政府職員である委員は最高裁判所、検事総長又は法務大臣の推薦に基づき、その他の委員は日本弁護士連合会の会則で定める日本弁護士連合会の機関の決議に基づかなければならない。

5 外国法事務弁護士綱紀委員会に委員長を置き、委員が互選する。

6 第三十八条第四項の規定は、外国法事務弁護士綱紀委員会の委員の任期について準用する。

7 外国法事務弁護士綱紀委員会に予備委員若干人を置く。

8 第四項及び第三十八条第四項並びに弁護士法第五十三条第三項の規定は、前項の予備委員について準用する。この場合において、同条第三項中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替へるものとする。

9 弁護士法第五十四条の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員長について、同条第二項の規定は外国法事務弁護士綱紀委員会の委員及び予備委員について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは、「委員長」と読み替へるものとする。

第五章 雑則

(不服申立ての制限)

第五十九条 日本弁護士連合会がこの法律に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(訴えの提起)

第六十条 第二十六条の規定により登録を拒絶された者、第二十八条第三項において準用する第二十六条の規定により登録換えを拒絶された者、第三十条第二項の規定により登録を取り消された者又は第五十一条の規定による懲戒を受けた者は、東京高等裁判所に当該処分取消しの訴えを提起することができる。

2 登録請求又は登録換え請求をした者は、その請求の日の翌日から起算して五箇月を経過しても、日本弁護士連合会が当該請求に対して何ら処分をしないときは、当該登録又は登録換えを拒絶されたものとして、前項の訴えを提起することができる。

(非外国法事務弁護士の虚偽標示の禁止)

第六十一条 外国法事務弁護士でない者は、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士事務所の標示又は記載をしてはならない。

(法務省令への委任)

第六十二条 この法律に定めるもののほか、承認及びその取消し並びに指定及びその取消しの手続その他第三章の規定の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第六章 罰則

第六十三条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次の各号に掲げる法律事務を行ったときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 国内の裁判所における訴訟事件(刑事に関するものを除く)、非訟事件、家事審判事件、民事執行事件その他民事に関する事件の手続についての代理

二 刑事に関する事件の手続についての代理、刑事に関する事件における弁護人としての活動

動、少年の保護事件における付添人としての活動又は逃亡犯罪人引渡審査請求事件における補佐

三 国内の行政庁に対する異議申立て、審査請求その他の不服申立事件の手続についての代理

四 国内において効力を有し、又は有した法(原資格国法又は指定法に含まれる条約その他の国際法を除く)の解釈又は適用についての書面による鑑定

第六十四条 偽りその他不正の手段により、外国法事務弁護士名簿に登録をさせ、又は登録に指定法の付記をさせた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十五条 第五十条において準用する弁護士法第二十六条の規定に違反した者は、三年以下の懲役に処する。

第六十六条 第五十条において準用する弁護士法第二十七条又は第二十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十七条 外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士であつた者が、正当な理由がないのに、その業務に関して知ることができた人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて論ずる。

第六十八条 第六十一条の規定に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(実務経験年数に関する特例)

2 外国弁護士となる資格を有する者でこの法律の施行の際現に国内において弁護士に雇用され、かつ、当該弁護士に対しその外国弁護士と

なる資格を取得した外国の法に関する知識に基づいて業務を提供しているものが、この法律の施行前の期間でその資格を取得した後の期間において国内で弁護士に対してその外国の法に関する知識に基づいて行つた業務の提供は、第十条第一項第一号の規定の適用については、通算して二年を限度としてその資格を取得した外国において外国弁護士として行つた職務の経験とみなす。

3 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

(民事訴訟法の一部改正)

第二百八十一条第二号中「弁護士」の下に「(外国法事務弁護士ヲ含ム)」を加える。

(弁理士法の一部改正)

4 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三号中「弁護士法」の下に「若ハ外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」を加える。

(公認会計士法の一部改正)

5 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第七号中「弁護士法(昭和二十四年法律第百二十五号)」の下に「若しくは外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

6 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二百五条及び第百四十九条中「弁護士」の下に「(外国法事務弁護士を含む)」を加える。

(弁護士法の一部改正)

7 弁護士法の一部を次のように改正する。

第六十三条第三号中「弁護士」の下に「若しくは外国法事務弁護士」を加える。

第十三条第一項中「前条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改める。

第七十五条第一項及び第七十七条中「五万円」を「百万円」に改める。

第七十九条中「五万円」を「二十万円」に改める。

(税理士法の一部改正)

8 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第九号中「弁護士法(昭和二十四年法律第百二十五号)」の下に「若しくは外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)」を加える。

第二十四条第一号及び第四十三条中「弁護士」の下に「(外国法事務弁護士)」を加える。

(所得税法の一部改正)

9 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二百四十四条第一項第二号中「弁護士」の下に「(外国法事務弁護士を含む)」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

10 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号(イ)の次に次のように加える。

(イ) 外国弁護士による法律事務の取扱ひに関する特別措置法(昭和六十一年法律第 号)の外国法事務弁護士の登録

一件につき六万円

(法務省設置法の一部改正)

11 法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 外国法事務弁護士に関する事項

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願(第一三〇五号)

第一三〇五号 昭和六十一年四月二日受理
法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 鹿兒島県薩摩郡下飯村手打三、〇
〇六 松田忠和 他五千名

紹介議員 寺田 熊雄君

法務局の登記、戸籍、国籍、供託、行政訴訟業務
及び人權擁護事務は、適正、迅速になされてこ
そ、国民の財産と権利を守ることになるが、業務
量の増大に対して従事職員が不足し、業務の停
滞、過誤、サービスの低下、職員の健康破壊など
危機的状況に直面している。更生保護業務につ
ては、犯罪の多様化、特にここ数年間に少年犯罪
が激増・深刻化することによって保護観察官の業
務も複雑、高度化し、また従来裁判所において取
り扱っていた短期交通保護事件が昭和五十二年四
月より法務省に移されてからは業務の増大が著し
い。また、出入国管理業務も、国際交流の活発
化、航空機、船舶の大型化によつて出入国者が増
大し、特に成田空港の開設に伴つて繁忙をきわめ
ている。法務省の業務は人的確保によること以外
にはない。ついで、法務局、更生保護官署、入
国管理官署の定員を大幅に増員されたい。

四月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、法務局、更生保護官署、入国管理官署の大
幅増員に関する請願（第一四八四号）

第一四八四号 昭和六十一年四月九日受理

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員
に関する請願

請願者 東京都千代田区霞が関一ノ一ノ二

松江清史 外五千名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一三〇五号と同じである。

昭和六十一年五月六日印刷

昭和六十一年五月七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F